

## 令和7年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和7年3月12日（水）
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和7年3月12日 午前11時12分 委員長宣告
4. 審査事項
  1. 付託案件
    - 議案第24号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第28号 可児市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第30号 可児市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第31号 可児市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
  2. 出資法人の経営状況説明書について（報告）
    - （1）公益財団法人可児市体育連盟
    - （2）公益財団法人可児市文化芸術振興財団
  3. 報告事項
    - （1）可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
    - （2）可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
    - （3）プラスチック資源のリサイクルについて
    - （4）可児市子どもの読書活動推進計画（第5次）のパブリックコメントについて
    - （5）可児市空家等対策計画（第3期）のパブリックコメントについて
    - （6）市営瀬田住宅で発生した火災について
    - （7）リニア中央新幹線事業に伴う現状報告
  4. 協議事項
    - （1）可児市空家等対策協議会の委員について
    - （2）議会報告会まとめについて
    - （3）高校生のアンケート結果について
    - （4）バス運転手のアンケートについて
5. 出席委員 （8名）

委員 長 伊 藤 壽	副 委 員 長 前 川 一 平
委 員 伊 藤 健 二	委 員 川 上 文 浩
委 員 酒 井 正 司	委 員 山 田 喜 弘
委 員 高 木 将 延	委 員 奥 村 新 五

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

公益財団法人可児市体育連盟	事務局長	杉山徳明
公益財団法人可児市文化芸術振興財団	事務局長	各務則行

8. 説明のため出席した者の職氏名

市民文化部長	飯田好晴	建設部長	只腰篤樹
水道部長	中居克裕	地域協働課長	田島純平
文化スポーツ課長	水野正貴	環境課長	太田武則
図書館長	古山友生	建築指導課長	今井亨紀
都市計画課長	柴山正晴	施設住宅課長	早川岳宏
水道課長	千田泰弘	下水道課長	西山浩幸

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴木賢司	議会総務課長	佐藤一洋
議会事務局記 書	今枝明日香	議会事務局記 書	杉山尚示

○委員長（伊藤 壽君） それでは、皆さん、御苦労さまです。

ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てから、マイクのスイッチを押して発言をお願いいたします。

それでは初めに、1番、付託案件、議案第24号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（今井亨紀君） 議案第24号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議会資料1の議案書のほうは、当該条例の別表と備考が65ページから104ページにわたっておりますので、かなりちょっと長い、40ページほどありますので、委員会資料のほうで御説明を進めさせていただきます。

委員会資料のほうは3ページから10ページとなります。

まず初めに、3ページを御覧ください。

今回の当該条例の改正は、大きく2つの法律改正に伴い、市の事務における申請の審査や検査事務の追加や変更が生じることによる手数料の改正となります。

まず1つ目といたしまして、令和4年5月27日に公布された宅地造成等規制法の一部を改正する法律による改正後の、法律名は変わりましたが、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法と言っておりますが、こちらのほうは令和5年5月26日に施行されました。

この法律の改正の背景には、令和3年の静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在しているということなどを踏まえて、宅地造成等規制法を抜本的に改正して宅地造成及び特定盛土等規制法として、土地の用途に関わらず危険な盛土等を包括的に規制していくというふうにされております。

この改正によりまして、岐阜県では隙間のない規制として、令和6年12月に規制区域の告示がなされ、県内全域が令和7年4月1日に区域指定をされます。

可児市については、市内全域がこの資料の図1になりますけれども、規制区域イメージの左手、赤色で記載されております宅地造成等工事規制区域に区域指定されます。この区域指定されることにより、一定の宅地造成行為を行う場合には許可が必要となり、その下の図2になります。許可対象となる盛土等の規模の宅地造成等工事規制区域のほう、この赤文字のほうになりますけれども、こちらのほうの数値規模となります。

また、この盛土や切土等の土地の形質の変更以外にもストックヤードにおける仮置き等の土石の堆積に関しても一定の規模により許可対象となります。

当該盛土規制法による許可事務については、法律上、岐阜県知事の事務となっております

けれども、当該盛土規制法により都市計画法の開発許可を伴う場合はみなし許可というふう  
にされ、開発面積、可児市でいうと1,000平米以上というものが市の事務というふうになっ  
てきます。

次に、4ページの図3を御覧ください。

規制対象行為と必要な手続を示したものとなります。

この表のうち宅地造成等工事規制区域、土地の区画形質の変更（盛土・切土）の欄が可児  
市での都市計画法の許可においてみなし許可対象の規模となり、許可事務だけではなく新た  
にこの一定規模の場合には、特定工程による中間検査、真ん中ほどに中間検査というものが  
ありますが、その検査と3か月ごとの定期報告が義務づけられるということで、今回新たに  
中間検査事務の手数料を徴収するということとなります。

これにより、中間検査申請には審査手数料が必要となりますので、少し飛びますが、6ペ  
ージ、別紙の(1)のところを御覧ください。

(1)のところですが、こちらのほうに新たに手数料を定めて追加をしております。

議会の資料の資料1のほうでは、議案書では95ページから96ページの別表の第14項、宅地  
造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事務の部分というところになります。

次に、申し訳ありません、委員会資料の4ページに戻っていただきまして、中段部分から  
御覧ください。

2つ目といたしまして、令和4年6月17日に公布された脱炭素社会の実現に資するための  
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の建  
築基準法、都市の低炭素化の促進に関する法律、これは通称エコまち法とも言っております  
が、及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、これも通称建築物省エネ法と  
言っております、において公布後施行分として令和7年4月1日に施行されます。

次に、5ページの図の6を御覧ください。

改正概要としては、国の省エネ施策により建築物の分野における省エネの基準の適合は、  
この図のように、2017年、平成29年4月から非住宅建築物の床面積2,000平米以上の規制か  
ら始まりまして、2021年の令和3年4月からは非住宅建築物の床面積300平米以上に規制が  
拡大し、段階的に規制が拡大してまいりました。

最終段階として、2025年、令和7年4月で、原則として新築住宅を含む全ての建築物につ  
いて省エネ基準の適合が義務づけられるということになります。

可児市については、現行では建築基準法の97条の2に基づき限定特定行政庁でありまして、  
同法の6条1項の第4号に該当する建物用途や規模に区分される建築物を所管しております。

したがって、図の6の現行のほうですが、中規模の一部の非住宅の適合義務や住宅  
の届出義務、小規模の非住宅及び住宅の説明義務の部分が該当してまいりますが、改正後は  
これらの部分を含めて全ての建築物で省エネ基準への適合が義務づけられるということにな  
ります。

申し訳ありません、4ページのほうに少し戻っていただいて、図の4のほうを御覧くださ

い。

省エネ基準の適合化に伴いまして、建築基準法では建築確認、検査、あとは審査省略制度の対象範囲が変わりまして、この建物の法区分の見直しのイメージ図のように改正がなされます。

図の4の左手、改正前の4号建築物というものが現行の可児市所管の建築物となります。主に木造の2階建てや木造平家建てが該当します。改正後は、右手の図のように、新2号建築物と新3号建築物に区分されます。新2号建築物は、木造2階建てや木造平家建ての延べ面積200平米超えのもので、記載はありませんけれども、300平米までが市の所管となります。改正前の4号建築物では対象ではなかった大規模な修繕や大規模な模様替えを含む建築確認及び検査が必要になります。

また、構造関係規定等の審査省略、いわゆる4号特例と言われておりましたけれども、そういったものがありました対象外となりまして、図の5のように、構造関係規定等の図書や省エネ関連の図書が新たに提出が必要になってまいります。

これは省エネ化に伴って重量化する建築物、いわゆる断熱材とか太陽光パネルとかそういったものが建物に引っついてきて重くなるということで、そういったところの構造安全性の基準へ適合させるためのものということで、これらの審査の事務が増加するという形になります。

新3号建築物については木造平家建ての延べ面積200平米以下も所管となりますけれども、こちらのほうは現行と同様に一部図書省略が継続されます。省エネ適合のほうは審査省略にはなるんですけれども、省エネ適合は必要となるということになります。

すみません、6ページの別紙のほうを御覧ください。

今の部分の改正理由を背景に手数料を定めているというところで、(2-1)、こちらのほうは建築確認申請等手数料の改定を行っております。

(2-2)のほうでは、これも建築確認申請等手数料ということですが、建築設備について、建築基準法の改正による審査事務の追加ということで新たに手数料を設けております。

次に(2-3)、こちら確認申請等手数料ですが、こちらのほうは建築物省エネ法のほうで適合を確認するための場合に加算額というものを新たに定めております。ですので、これは(2-1)の床面積に応じて必要とされる場合に加算されるということになります。

次、7ページを御覧ください。

7ページのほうは、(2-4)というところで、こちらは検査のほうになりますが、建築工事の完了検査申請等手数料のほうの改定を行っております。

(2-5)につきましては、先ほど申し上げました建築設備のほうの、これも新たに追加ということで新たに手数料を定めております。

(2-6)につきましては、同じく法改正によりまして審査事務の追加によりまして手数

料を定めております。

議会資料の1の議案書ではこの部分については65ページから71ページの別表、第6項の建築基準法の施行に関する事務の部分ということになります。

再び委員会資料の5ページに戻っていただきます。申し訳ございません。

こちらのほう、図の7のほうを御覧ください。

建築確認手続の相関図があると思いますけれども、現行では真ん中が建築主で建築する場合に建築確認申請が必要となり、左の行政の建築主事または指定確認検査機関への確認審査を求めることとなります。

令和7年4月からは右の所管行政庁または登録省エネ判定機関へ省エネ性能の確保計画の提出を行いまして、省エネ適合判定を受け、適合判定通知書を建築確認申請に添付をして確認審査を受けるパターンか、下の米印の2というところがありますけど、ここの注意書きのように、仕様基準というものをを用いた審査が比較的容易な場合というところでいきますと、省エネ適合判定を省略して、確認審査と併せてその省エネ基準の適合の確認を受けるパターンの流れに改正されます。

米印の1にあるように、完成完了検査時においても建築完了検査と併せて省エネの基準適合の検査を行うこととなります。

したがって、建築主が行政か民間の指定検査機関のいずれかに申請ができるため、行政あるいは民間の指定機関にまとめて申請をする場合とか、それぞれ別々に申請する場合など様々なパターンが考えられます。

また、小規模な建築物まで全て適合義務が拡大されるということにより、省エネ基準の評価方法も基準省令の見直しがありまして、その基準省令の評価方法を基準として審査される適合判定、性能向上計画認定、低炭素建築物の新築等の計画認定も手数料の改定や評価項目の新規追加等も併せて必要となってまいります。

この建築物省エネ法及びエコまち法では、まとめますと、建築物のエネルギー消費性能の適合判定等の事務が追加されること、同じくその建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の見直しによる各種仕様評価方法等の区分等の見直しによる適合判定向上計画認定等の評価基準の追加変更、またもともとありました性能表示認定の事務については、全てのものが適合対象となるということで事務の廃止ということになります。あと、この各判定と認定事務の軽微変更証明等の交付事務も追加というふうになっております。

このように建築物省エネ法の各手続の見直しがなされますので、手数料においては各申請、審査等の手数料が必要となりますので、再び7ページのほうを御覧いただきたいと思いますが、下のところ、(3-1)、こちらのほうでは建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数を住宅について新たに定めております。

8ページを御覧ください。

8ページのほうの(3-2)、こちらのほうで性能確保計画の軽微変更該当証明、名前はちょっと前と変わっておりますが、こちらの交付手数料について、住宅について新たに定め

ております。

次に、(4-1)では、低炭素の新築等計画及び性能向上計画認定における仕様・計算併用法による評価によって評価する場合の手数料を新たに定めております。

8ページの下段から9ページの上段までになりますけれども、(4-2)、こちらのほうも低炭素の新築計画認定及び性能向上計画認定の軽微変更証明というところで新たに定めております。

次、9ページをお願いします。

9ページの(5-1)、こちらのほうは低炭素建築物新築等計画及び性能向上計画の認定申請で、基準に適合することの証明を添付しない場合について手数料の改定を行っております。

9ページ下段から10ページ上段までですけれども、(5-2)になりますが、こちらのほう、低炭素の建築物の新築計画の変更及び性能向上計画の変更の認定申請、こちらのほうも基準の適合をすることを証明する書面を添付しない場合について改定を行っております。

次に、10ページのほうですけれども、(5-3)、こちらのほうは建築物のエネルギー消費性能の適合性の判定手数料を非住宅の建築物について計画作成と計画変更時にそれぞれ手数料の改定を行っております。

次に、(5-4)につきましては、軽微変更がある場合のものについて、非住宅の建築物において改定を行っております。

(6)の1行になりますけれども、性能表示認定の申請手数料が前ありましたけれども、こちらのほうは全て適合義務となったということで、廃止というふうにしております。

議会資料の1の議案書につきましては、73ページから79ページの別表の第12項、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関する事務の部分となります。

79ページから95ページ、この部分が別表第13項、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行に関する事務部分というふうになります。

以上が今回の当該条例の改正の別表部分というふうになります。

このほか、今回の改正による全般的な条項のずれの整理であるとか、文言の統一性の整理による71ページから73ページの第11項、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事務、ここの部分についても併せて修正を行っております。

議会資料1の議案書の96ページから104ページに別表の備考ということで改正がありますけれども、こちらのほうは別表の第12項とか13項の部分、こちらのほうのそれぞれの項目において複数の部分、例えば共同住宅の住宅の部分と共用部分との組み合わせでやる場合とか、住宅部分と非住宅部分が組み合わせとなっている場合、そちらのほうの取扱いを備考のほうで示しております。

すみません、最後になりますが、5ページのほうに戻りまして、下段のところの4のその他になりますけれども、お願いします。

今回の改正の手数料額については、国が示す標準審査時間等に準拠しまして、岐阜県が算

定したものと同額にしておりまして、岐阜県内の特定行政庁、岐阜県、岐阜市、大垣市、各務原市、あと限定特定行政庁、可児市と同じところになりますが、多治見市と高山市ともに本市同様、今議会に上程して、法施行の令和7年4月1日に合わせて施行予定であることを申し添えます。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、ただいまから議案第24号に対する質疑を行います。

質疑のある委員の方はお願いします。

○委員（酒井正司君） すごい大変な条例改正だなと。まず、ボリュームと時間と大変なことなんですけど、実際に事務方の事務量の増える量が半端じゃないんじゃないかなという危惧を持っているんですけどその辺はどうなんですか。

例えばの話、件数でどれぐらい増えますか。例えば、いわゆる特例のなしが外れたりとかね。それから、性能に関して届出が義務になり、適合基準に合致しなきゃいかんとかすぐランクアップされているわけじゃないですか。

その辺の事務量なんかも含めて件数でどれぐらい、いわゆる事務量を知りたい。というのは要は体制づくりが間に合うかということです。どうなんですかね。

○建築指導課長（今井亨紀君） その辺り、国のほうも問題視はもう大分前からされていて、実際のところ、前からこの手数料条例、何種類も手数料があるんですけども、出てくる申請というのはなかなか限られたものしか実際にはありませんでした。法律で決められた事務の中でも限られたものしか実際にはなかったわけなんですけれども、今回の改正でかなり抜本的な改正になっていますので、ほとんど今現在は民間の検査機関というところでほぼ99%、100%に近いぐらいのところ申請がなされているという状況ですけれども、これが結局、例えばこの新2号建築物みたいな2階建ての住宅ということになりますと構造の審査というのが出てくるかと思えます。これはやっぱり免れないところです。

あとは、省エネ適合のところについては省エネ判定機関のほうで適判を受けてきて適合とされた場合は、審査はその分なくなるんですけども、構造のチェックとかそういったところはこちらのほうでもやらないといけないということで、4号建築物と言われていたものは通常は審査期間は7日間というふうに決められています。それ以外のものは基本的には35日ということになりますのでそれだけ増えるということになるんですけども、民間検査機関のほうでどれだけ体制をつくってどれだけ対応ができるかということになってくるとは思うんですけども、そこで結局あふれてきたものが行政に多分流れてくるんだろうなというところで、これはなかなか推測が難しいところではあります。

国のほうからもそういったところで、民間の検査機関からのアンケートですとか行政へのアンケートを取って大体どれぐらいが行政に影響があるかというものが定期的に、今この近くなってきたから出てきてはいるんですけども、大体ですけれども月に十数件出るんじゃないかというふうなことが言われておりますが、今後民間のほうでどれだけ体制をまた整

えたかというところで、私ども非常に、体制というのは昔から危惧はしているんですけども、やはり建築の職員、土木の職員も一緒ですけどもなかなかその確保は難しいという時代になってきていますので。

国のほうもこの1年ぐらい審査側用の研修であるとか、これだけの改正ですので建築士の方もなかなか勉強しないと無理だというところでかなりいろんな場所で研修というのが行われていまして、そういったところで、私どもの体制としては変わらないんですけども事務量はやはり増える可能性はあるということになりますので、ちょっとなかなか予測が難しいということです。

○委員（酒井正司君） 分かりました。

追加ですけど、文章をずうっと読んでいくと準用という言葉が結構出てくるんですよ。適用だったら簡単ですわね。そのまま当てはめればいいんだけど準用というね。適用だと法律そのまんまを当てはめればいいんだけど、準用というのは解釈の余地が生まれるじゃないですか。そうすると、今の担当者の裁量がそこに入るという余地があるんでそういう困難な面が出てくるんですけど、そういうことでの専門の方の仕事量というか体制には影響はないですか。

○建築指導課長（今井亨紀君） ちょっと準用というところの意味があまり分かりませんが。

○委員（酒井正司君） これにちゃんと書いてあるじゃないですか。

提出議案説明書5ページの改正内容①の「別表第6項新第5号～新第7号」のところの「建築設備の準用事務の追加」、準用事務の追加ですから適用じゃないわけですよ。適用だったら簡単じゃないですか。

議案説明書の5ページの3分の1ぐらいのところ、(2)の①のところ、建築基準法の改正に伴う改正というところね。その5行目に「別表第6項新第5号～新第7号」建築設備の準用事務の追加に伴い、手数料の額を規定するというところで、いわゆる準用事務という、より複雑な作業が増えますよということですよ。

そのことについての人材の確保ということに問題は生じませんかという質問です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○建築指導課長（今井亨紀君） ここの準用というところですよ。

通常の建築物に対して建築設備とかそういったところが、建築の審査をしなければならない条項があるんですけども、それに大筋は書いてあるわけですけども、こういった建築設備とか工作物、そういったものはそれに準用して審査しなさいということになっていますので、基本的には事務が準用ということではなくて、建築のほうで決まっている確認審査事務と同じようにやりなさいということになりますので、そういった意味の準用かと思えます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（酒井正司君） 分かりました。

特に増えないということね。

○建築指導課長（今井亨紀君） 事務の増加としては考えられます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある委員の方はお願いします。

○副委員長（前川一平君） 最初の宅地造成法等工事規制区域の変更に伴って令和7年4月1日から施行された場合、現在もう既に着手してしまっている物件についてはどうなるのでしょうか。

○建築指導課長（今井亨紀君） 既に着工しているところにつきましては、宅地造成及び特定盛土等規制法の20条だと思えますけれどもそちらのほうで、今回、令和7年4月1日から21日以内に県知事のほうに届出をなささいというふうなことでなっていますので届け出ていただく必要があるかと思えます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○副委員長（前川一平君） 同じ宅地造成及び特定盛土等規制法のほうですけど、中間検査手数料のほうのみ、一応追加ということですが、着手時のほうはどうなってくるのでしょうか。着手のほうの許可申請は。

○建築指導課長（今井亨紀君） 許可の段階につきましては、これは法律で都市計画法の許可で見ていくということになりまして、手間としては今までと同様に、擁壁であるとか造成の盛土がどうなっているかというところで都市計画法のほうで見ていくというところで、手数料に関しては設定はなしで都市計画法の枠組みの中の範疇というふうに考えていますので、新たに増える中間検査だけということになります。

ただし、岐阜県のほうにつきましては都市計画法に関わらないやつもありますので、そういったものは岐阜県においては許可手数料を新設しているというふうになっております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある委員の方はお願いします。

○委員（伊藤健二君） すみません、ちょっと中身全体が飲み込めないのが超初歩的な質問をさせていただきますけど、新築をしたりとか、規模を変えるような増改築を住宅についてやろうとしたときに新たな検査を設定すると、そいつの手数料がこうこうこうだという話を今してくれたのでしょうか。

○建築指導課長（今井亨紀君） あと、基本的に前から建築確認を当然、必要になってまいりますのでそれに関して、今まで大きなことでいういわゆる建築士の資格がある方が設計されるものは1級とか2級、1級なら1級の範疇の建物、2級なら2級の範疇の建物で、設計されたものについては全て、建築基準法の1条からずうっとこう、審査する側というのがなかなか大変なことになります。建築士がやられるということで、いわゆる先ほど申し上げました審査省略というところですね。特に、4号建築物というのは一般的に多い住宅ということになりますので頻繁に確認申請が出てくるということになりまして、さらには、建築物の中では小規模というところで、ある程度のところは建築士がちゃんとやっているよねというところで省略制度があったということになります。

ただし今回、先ほども申し上げたように省エネの適合基準を課したというところで、建築物の構造ですね、先ほど言った、例えば断熱材を厚いものにしないといけないとか屋根にもそういったものが付加される、今まではしなくてもよかったというところに付加される、あるいは太陽光パネルなんか当然載ってくるのかですね。そういったところでやはり重量のところは見直さないといけないよねというところで国のほうも法律で、実際には技術的基準のほうも壁量をこういったものを使う、こういったものを使うことによって係数が変わって壁量を増やさないといけないとかそういったところの審査というところが簡単にいうと厳しくなった。ちゃんと安全性を見ましようということになりましたので審査する側としてもその辺の審査を、省略ではなくなったので審査しましようよというふうに変ってきたというのがある中で、あとは省エネとかそういったものの手数料も、いろんな評価方法なども変わってまいりますのでそんなほうも、あらゆる面で今回いろんな改正がされているということになります。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（伊藤健二君） 概要は分かりました。

ちょっともう一つ聞きますが、これまで建築基準法で申請対象にならなかった10平方未満の木造建物、倉庫とかそういうやつは影響を受けるかどうかの話が一つ。

もう一つは、屋根の上に太陽光のパネルを載せて今現在ある家があるとしまして、それがもう一つ倍量載せられるスペースがあるので太陽光パネルを増設するというようなことになると荷重は、同じ機種であれば倍量がかかりますよね。既設の建築物の上に載つける場合は工事の追加ということになるのでしょうか。

○建築指導課長（今井亨紀君） まず、10平米以下の簡易なものになるんですけども、そちらのほうは一応この適合義務が全てになりましたとはいえ、適用除外というものが幾つかあります。

こちらのほうにつきましては10平米以下の新築とか増改築、そういったものであるとか、もともと居室を有しないとか、高い開放性があるような、すかすかの建物とか、あとは空気調和設備を設ける必要がないような建物、今言った倉庫のようなものとかそういったものとか、あとは歴史的な建造物とか文化財、通常はそういった空気調和設備をつけていないようなところとか、あとは応急の仮設建築物とか仮設の興行場とかそういったものは法律上は適用除外ということになっています。

ただ、建築確認については通常、防火地域以外のところ、そこについては10平米の増築というものです、建物にひっつける増築とか敷地内で別棟で増築するとかいったところについては確認申請も省略ということになっていますのでそういったものは該当にはなっていないのかなとは思いますが。

あと、もう一点のほうの既存の建物の場合だと思うんですけども、こちらのほう、現行の制度としては例えば、既存の部分に付け足して1階平家建てやっただのものを2階建てに増築するとかそういったものについては省エネの観点では一体で検討しなさいということになっ

ていましたけれども、今回この法律が変わってから、4月からはその増築した部分だけを適合しているかどうか見なさいといったところになってきます。

今の太陽光パネルというところがなかなかちょっと難しいところですがけれども、単純なリフォーム、増改築の中でも、例えば今言った太陽光パネルを載せるとか壁紙だけ貼り替えるとかそういったリフォームの類いというものはこの適合義務の対象にはならないということになっていますので、これによってはそういった各特定行政庁とか審査機関のほうにお尋ねいただく必要はあるかなとは思いますが、基本的には単なるリフォームとかいったものについては対象にはならないのかなと思います。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある委員の方はございますか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、これで質疑は終わりいたします。

続いて討論を行います。

討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、これで討論を終了いたします。

それでは、これより議案第24号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時53分

---

再開 午前11時54分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第28号 可児市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（柴山正晴君） 資料番号8の6ページを御覧ください。

議案第28号です。

このたびの条例改正ですが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部が改正されることにより、可児市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例において、第3条第6号の引用条項にずれが生じるため改正する

ものです。

なお、引用条項のずれの修正のみで、内容については変更等ございません。

施行日は、令和7年6月1日です。

説明は以上となります。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、これより議案第28号に対する質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もございませんようですので、これで質疑を終了といたします。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、発言もございませんので、これで討論を終了といたします。

これより議案第28号 可児市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは次に、議案第30号 可児市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○水道課長（千田泰弘君） 議案第30号 可児市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

資料番号1の議案書は117ページになります。

資料番号8の議案説明書は7ページをお願いします。

今回の改正の趣旨になりますが、水道整備・管理行政が令和6年4月1日付で厚生労働省から国土交通省に移管されたことにより、水道法施行令及び水道法施行規則が改正されました。それに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の要件が変更されることに合わせて、当該政令等を参酌して規定している本条例について改正するものであります。

具体的な改正内容については、資料番号1の議案書117ページを御覧ください。

第3条の布設工事監督者の資格、あと120ページになりますけれども、120ページのほうに第4条、水道技術管理者の資格、それぞれの資格について規定に合わせるよう今回整理をしております。

117ページに戻っていただきまして、第3条の布設工事監督者の資格要件でございますが、

内容としましては、改正前は水道のみの実務経験年数だけでよかったものが、必要な実務経験年数の少なくとも半分は水道の経験、残りの半分が国土交通省に移管されたことによりまして、下水道及び道路、河川の分野の経験年数を加味することができるようになっております。

具体的にどういうことかといいますと、例えば経験年数が3年といたしますと、1年6か月は水道の実務経験があってくださいよ。あと残りの1年6か月は、一般の土木の道路の工事ですとか河川の工事、そういったものが合計で3年あれば布設工事の監督者になれると、そんなような改正になっております。

次に、学歴とか学科の要件について、土木工学科以外の課程を追加しております。

具体的には、117ページ、118ページの第3条第2号、第4号、第6号の部分になります。

水道施設の工事については、水道管だけの工事だけではなく、いろいろな設備、例えば配水池ですとかポンプ場などがございますので、そちらのほうの工事をするのに、機械工学ですとか電気工学等の知識を監督業務に生かせるということで、今回そちらの学科を追加することになっております。

次に、120ページを御覧ください。

一番最後になりますけれども、第3条第11号、新たに土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、なおかつ3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するものというものを新たに追加しております。

続きまして、その第4条、水道技術管理者の資格要件でございますけれども、改正前は布設工事管理者に必要な資格を有する者としておりましたけれども、こちらの文言を削除しております。水道技術管理者においては、水道分野だけの実務経験のみでほかの分野での実務経験を認めておりません。

そういったことから、それに伴い、それぞれの学歴、学科要件について実務経験年数を整理しております。

最後に、121ページの一番下になりますけれども、第7号、第8号、こちらのほうになりますが、布設工事監督者同様に新たに技術士の第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事したものの、第8号になりますけれども、土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの、これを新たに2つ追加しております。

このように、施行令、施行規則改定に伴いまして、資格の要件を今回整理しております。

施行日は、令和7年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、これより議案第30号に対する質疑を行います。

質疑のある方はお願いします。

○委員（伊藤健二君） なぜ急に、急にというか私の認識では急なんだけど、人が足りないと

か管理技術者のあれがなかなか確保大変だというのは聞いては、知っているんですけども、何かもう、この4月からあと何日後で始めるよというわけだけど、こうなってきた背景と今可児市における実情との関係での簡単な説明をお願いします。

○水道課長（千田泰弘君） 大前提としましては、先ほど説明でも申しましたとおり、令和6年4月1日に厚生労働省から国土交通省に事務のほうに移管されましたのでそれでほぼ、水道だけの工事であったものが国土交通省というと全てのインフラの整備、そういったものの工事の監督も加味しようということが大前提でございます。

先ほど委員もおっしゃったとおり人材不足というのは非常に頭にありまして、資格を得るために3年5年というような年数を要しておってはちょっと、最近の技術員の不足というのもございますので、これは近々にやっていかなければならないということで国のほうからはそういったような御指導がございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに。

○委員（酒井正司君） 厚生労働省の場合は衛生上が中心、テーマで、国交省は今おっしゃるようにインフラの安全ということなんですが、追加ですけど、果たして可児市で今この改正によって具体的な人員不足って生じないですか、大丈夫ですか。

○水道課長（千田泰弘君） 今の可児市においては、計画的に人事配置をしていただければ経験を積みながら技術員というのは養成できると思いますので、可児市としては技術員不足というものにはつながっていかないのかなというふうに考えております。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑がある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、これで質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これで討論を終了といたします。

これより議案第30号 可児市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第31号 可児市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○下水道課長（西山浩幸君） 議案書123ページを御覧ください。

議案第31号 可児市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてです。

改正点は、下線部の「大腸菌群数」を「大腸菌数」に変更するものです。

これまで水の汚れの指標としていました大腸菌群数には、ふん便からの大腸菌とその他土壌等に存在する細菌も一緒に測定していました。大腸菌群数が多いからといって、直ちにふん便に汚染された水というわけではありませんでした。

下水道等からの放流水に関する基準は、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準が基になっています。環境基準が制定された昭和46年当時は、大腸菌のみを簡易に検出する手段がありませんでしたが、技術が進歩して測定できるようになったため、より正確に水の汚れを判定する基準として令和4年4月に環境基準が改正され、令和7年4月1日の下水道法施行令の改正により、公共下水道等からの放流水に関する基準が大腸菌群数から大腸菌数に見直されるに伴い条例を改正するものです。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、質疑のある方はお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑もないようですので、これで質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論もないようですので、これで討論を終了といたします。

それでは、議案第31号 可児市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、ここで午後1時10分まで休憩といたします。

休憩 午後0時09分

再開 午後1時10分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、協議題2つ目の出資法人の経営状況説明についてを議題といたします。

本日は参考人として、公益財団法人可児市体育連盟事務局長 杉山徳明さん、公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長 各務則行さんに御出席をいただきました。

それでは、まず公益財団法人可児市体育連盟の経営状況説明をお願いいたします。

お願いします。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） よろしく申し上げます。

公益財団法人可児市体育連盟の経営状況につきましては、資料番号11. 令和7年度事業計画及び収支予算書において御説明させていただきますのでお願いします。

2ページをお願いします。

令和7年度の事業計画でございます。

当財団は、役員任期を2か年としておりまして、令和7年度は改選期となりますので、計画期間を令和7年度、令和8年度の2年間としてお示ししているところでございます。

基本方針は、これまでも推進してまいりました「みるスポーツ」「するスポーツ」「ささえるスポーツ」の3つの柱といたしまして、33の加盟団体と連携し、元気なまちづくりに努め、1市民1スポーツの実現に向け、公益事業を積極的に推進してまいります。

5ページをお願いいたします。

令和7年度の事業計画でございます。かいつまんで御説明をさせていただきます。

3の第44回可児市総合体育大会開会式を4月27日日曜日に行います。

13の第55回可茂地区体育大会は、7月13日を基軸として開催されます。

15の第17回岐阜県民スポーツ大会は飛騨地区が開催会場となります。第15回、16回の岐阜県民スポーツ大会では、いずれも可児市は総合第4位でございました。ハードルが高いと感じておりますけれども、何とか3位を目標として今年度も頑張りたいと存じます。

20の第68回可児駅伝競走大会は、12月14日日曜日に開催をします。

27の第42回可児シティマラソンは2月15日日曜日に実施をいたします。本年の第41回大会は、ワンマイルの部を初めて開催いたしました。参加者からも好評でありましたので、継続してワンマイルの部を進めていきたいと考えています。

そのほか、年間でスポーツ教室を12講座、開催日数で94日間を実施予定としています。

6ページをお願いします。

正味財産増減予算書です。

主に増減額の大きなところについて御説明をさせていただきたいと思っております。

一般正味財産増減の部、1の経常増減の部、(1)経常収益では、2段目、3段目の事業収益では指定管理事業収益や指定管理自主事業収益、体育施設収益が増となっております。

受取補助金等においては、受取市補助金で増となっております。人件費や委託費等の増額によるものでございます。

イベント負担金収入及び受取負担金は、シティマラソン参加料の減、指定正味財産取崩収益は、次ページの指定正味財産増減の部で計上している施設改修に係る受取市補助金とシティマラソンに係る協賛金を一般正味財産に振り替えるもので、前年度より増額となっています。

続きまして、(2)の経常費用、事業費では、給料手当及び福利厚生費が人件費の増額等により増となっています。消耗什器備品費の減は、シティマラソンの関連する資機材の減、負担金はシティマラソンの公園入園料の減、委託料は委託業務に係る人件費等の増でございます。7ページの工事費は、錬成館2階のトイレを洋式化する改修工事を予定しておりますので、皆増となっています。

管理費は、財団の全体事業費によって変動しますが、おおむね令和6年度と同じバランスで計上しております。

評価損益等調整前当期経常増減額については、減価償却費相当額と指定管理事業に関する人件費や委託料の増加分を計上しています。

指定管理事業についての不足分は、決算期に積立額を取り崩して補っていきたいと考えています。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（山田喜弘君） 事業計画のうち、駅伝とシティマラソンの参加見込みというのは、この当年度と同じような感じになるんですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） ありがとうございます。

駅伝につきましては、今年度並みに多分なると思っています。マラソンにつきましては、今年1,000人を切る規模でいまして、もう少し参加者があるといいなということでPRに努めていきたいと思っておりますので、少し増えていくかなというふうに感じています。

○委員（川上文浩君） 同じところなんだけど、今マラソンがハーフマラソンじゃなくて普通に戻して10キロになって一部外へ出ている。駅伝はまるっきり今もう中でやっているということになってくると、出る側も見る側も若干スケールが小さくなっていくかなというところがあるので、その辺、今後、将来的に向けて、多分マラソンなんかハーフでやるとまた参加人数が大幅に変わってくると、参加収入が大分大幅に変わってくるとい部分もあるんだけど、その辺のところ、ここにも何かハーフをまた目指すようなことが書いてあるんですけど、そんなことの考えとか方向どういうところなんですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） ありがとうございます。

ハーフマラソンにつきましては、皆さん御案内のように、県道の交通障がいを起こしたということで警察ともいろいろ協議させてもらって、できればハーフをもう一度やっていきたいということは今も変わっておりません。ただ、なかなか一般道を通ってということになり

ますと難しいところもあるので、その辺を十分協議して進めたいと思っておりますけど、今のところ陸上の関係の方からいうと、ハーフというのはやっぱり地方ではステータスだということをおっしゃってみえる方もあるので、できるだけできる方向で進めていきたいと思っておりますけれども、当面の間は、今、委員もおっしゃってみえるような形で、中と外10キロまでのコースでやっていくことで考えています。

また、2月に戻したことで、若干時期の関係で離れていかれた方も多分あると思っておりますので、この時期にずっと継続してやることも含めて進めていきたいと思っておりますので、お願いします。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（川上文浩君） もう一点は、予算の中で正味財産の取崩し収益が670万円、こっちで崩しておいて、入りのほうへ持ってきているんだね。

その崩す額というか、持ってくる額が前年度の予算と比べると400万円ほど増えておるんだけど、この原因というのは収入の低下によるものになるのか、何が原因で増えているのか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） ありがとうございます。

この600万円と70万円というのは、先ほど御説明させてもらったように、錬成館の市の補助金の600万円を一般正味財産に振り替えなきゃいけないので。

○委員（川上文浩君） ああ、そうかそうか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） 70万円がマラソンの協賛金ということで、令和7年度は70万円を振り替えるという形で考えています。

昨年度の212万5,000円は、これまでに積み立ててきた分の一部も振り替えていますので、その関係で金額が相違しています。

○委員（川上文浩君） 分かった、ごめんなさい。結構です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑のある方。

○委員（酒井正司君） シティマラソンのワンマイル、あれはよかったね。いい発想だなあと思ったんですけど、できたらやっぱりハーフマラソンをやりたいなということで、いろいろ事情がある、交通問題もあると思うんですけど、将来のことを考えると、この坂戸の運動公園が整備されてくるじゃないですか。そうすると、あそこ土田の日特スパークテックWKSパーク、あそこをつなぐような、すぐには無理だと思いますけれども、ぜひともハーフマラソンを復活といいますか、将来に向けて、やっぱり知名度、発信力が全然違うと思うんですよ。だから長期的にですけど、そんなことも考えていただきたいなと思います。以上です。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） ありがとうございます。

本当にコース取りというのは非常に難しく、なかなか一足飛びにそういうコースが設定できないのが残念なところなんですけど、我々もやっぱり一度ハーフをやらせてもらうと、影響力というのは多分大きいんだろうなと感じていますので、おっしゃるとおり、何とかもう一回できるような形で、いろんな方面の御協力をいただきながら進めてまいりたいと思

ますし、特に市が率先してやっていくということの方向性も含めて、またお願いしながら進めていければなあと思っていますので、何とぞ御協力いただけますようによろしく申し上げます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、以上といたします。

続きまして、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況説明をお願いいたします。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） 失礼をいたします。

日頃は文化創造センター アーラの運営に御理解、御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

資料番号は12をお願いいたします。

最初に、事業計画の概要でございます。

3 ページを御覧ください。

基本方針でございますが、条例や運営管理計画に規定されているものでございまして、今までと特に変わりはございません。この基本方針の達成に向けまして、えがおの劇場をスローガンにいたしまして、行政や学校、企業、各種団体との連携を強化いたしまして、市民との協働を図りながら、引き続き a 1 a まち元気プロジェクトを精力的に進めてまいります。

鑑賞事業の推進といたしましては、幅広い市民の御要望にお応えするとともに、市が目指す方向性を踏まえながら、文学座や新日本フィルハーモニー交響楽団をはじめとした質の高い作品を制作・誘致いたします。また、民間との連携によりまして、共催公演にも注力をしてまいります。

地域、他施設をリードする文化創造センター アーラとしては、今後も全国の公立文化施設のモデルといたしまして、社会包摂型劇場経営を進めるとともに、市民文化活動の活性化を図ってまいります。

事業計画の詳細は4 ページから8 ページにわたっております。

市が目指す方向性を踏まえまして、子供向け、子育て世代向けの演劇公演ですとか、ミュージカル公演などを充実させております。

16回目となります演劇公演のala Collectionシリーズにつきましては、南果歩さん主演の「ハハキのアミュレット」でございます。また、7月にはまち元気EXPOを開催いたします。多文化共生プロジェクトですとか、みんなのディスコなどの事業ですとか、各種ワークショップなどを開催いたしまして、市内外に a 1 a まち元気プロジェクトを発信してまいります。

次に、収支予算でございますが、9 ページと10ページでございます。

経常収益は、事業収益や受取補助金等の合計で9 ページ中ほどにありますとおり、約6億3,400万円です。主なものは、指定管理料、入場料、利用料金、補助金です。公演事業収益

の増加などによりまして、1,600万円ほどの増加となっております。

経常費用は9ページ中ほどから10ページにかけてとなります。

10ページ中ほどにありますとおり、約6億4,800万円です。御覧のとおり、事業費と管理費に分けて整理をしておりますけれども、給料手当の増加などによりまして1,500万円ほどの増加となっております。

それぞれにつきまして精査を行いまして、経費の圧縮に努めましたけれども、施設管理関係における人件費や物価上昇の影響などによりまして、1,400万円の赤字予算としております。

決算において赤字となった場合は、不足分を内部留保から充てることとなりますけれども、さらなるコスト削減、収入の増加に努めていくことで、最終的には赤字とならないように進めていきたいと考えております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、質疑のある方はお願いいたします。

質疑はございませんか。

○委員（酒井正司君） ちょっと数字で気になる場所ですけれども、経常費用で消耗品費が580万円も減っているところと、賃借料が250万円増えている。この2点、ちょっと詳細が分かれば教えてください。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） ありがとうございます。

消耗品費が約580万円ほど減になっておりますけれども、令和6年度におきましてはパソコンの更新があったということで、令和6年度だけ少し高めであったということが原因でございます。

あと、賃借料につきましては、キャスト、スタッフの宿泊料金等々になりますけれども、令和7年度に「君といた夏」をまた再演するつもりでおりますけれども、その関係でキャスト、スタッフの宿泊料が今年度より高いというところで増になっております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（川上文浩君） 文化創造センター アーラを全体的に見たところ、予算の総括表なんですけど、どうしてもやはり経常経費はどんどんこれからも上がっていきますよという傾向にあって、あとはやはり入場料収益とか利用料金の収益、それから公演事業収益とかの収益の部分をおとどれだけ上げていくかということが非常に大事だと思うんですけど、その計画と、あとそれに見合うだけの公演の実施内容等をどれぐらいのあれで吟味されて進められているのかなというふうに思います。

当然、あとまた何年か後に大規模改修というのが常に回ってくることなので、ここの収益事業についてどれほどの金額、指定管理料の何パーセントとかということはなかなか難しいと思うけど、その後の努力というのはどれぐらいされて、この事業を少しでも収益上がるよ

うなものに切り替えるという部分のところで行くと、マニュアルを見ればよくその収益の度合いが分かるわけですが、その辺のところのこの財団としての考え方をはっきり示しておかないと、もうそろそろ先のことを考えていかないと相当文化創造センター アーラは厳しい状況に陥るんじゃないかなという。

経常経費を維持していただくだけでも大変なので、人数も多いですし、その辺のところの考えは、財団としてはどのように考えて、今度ビジョンをつくっていくのかなということを教えてもらえるかなと思います。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございますが、なかなかその入場料収益につきましては、昨年度、前回決算におきましては過去最高を達成したというところがありますけれども、そういった収益性の高いものを誘致していくというところは確かにございますけれども、収入増加策といたしましては、補助金頼みだけではいけないんですけれども、新たな補助金を今回発掘しているというところもあります。そういったこともやりながら、来年度は文化創造センター アーラの広報誌に企業広告もやっていこうというところも予定をしておりますので、そういった収入増加策をやっていこうというふうに計画をしているところでございます。

あと、貸館の利用がなかなか戻ってこないというところもありますので、そういったところにも目配りをいたしまして、来年度利用促進キャンペーンを利用の少ないところを市と協議もいたしましてやっていこうとしておりますし、いろんな面で地区センターとも連携を取りながら、利用団体さんに使っていただけるような営業ですとか、あるいは公演にも来ていただけるようなふうに市民の呼びかけですとか、そういったものにもやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

そういった収入に見合った事業のほうを吟味しながらやっていくというところはよく考えていきたいと思っておりますし、なかなか文化創造センター アーラがやっていることにつきましては、収益性の低い事業も多々ございますので、そういったものをカバーできるような収益性の高い事業というものも検討してやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員（川上文浩君） ぜひそろそろ考えたほうがいいのかなと。毎回これが出るんですけれども、やはり市民だけのサービスではなくて、市外の方にも可児市の税金によって便益を相当与えているという部分で、それがじゃあどう返ってくるのかというところがあまり見えてこないのと、経済効果も含めてですけど、なかなか難しい部分があるんじゃないかなと。お金があるうちはいいんだけど、指定管理料の約10分の1の入場料収入しかないわけじゃないですか。全体で6億3,400万円の収益のうちの4,800万円しか入場料収入がないのに、もうそろそろ、目指すものは高いのはいいんだけど、やはり収益というものを最優先に考えて事業をもう少し見直していく時期に来ているんじゃないかな。そうじゃない事業はそこでもいいんだけど、本当に収益を取るための事業というのをどんどんやって、はっきり言わせてもらおうと、もうけていかんと、いつまでもこんなことできへんじゃないかなというふうに思い

ます。いつまでできるんですかということにはもう考えていかないと、本当にそろそろ市民の中でもそこに使うお金があるなら、やはり生活に密着したものをもうちょっと出しやすいようにしてくれと、トータルで考えるといろいろ出てきちゃうので、だからその辺のところをもうちょっときちっとその収益は収益でちゃんと担保してやるということをやっているかないと、何か僕が議員になったときと比べてあまり変わっていない、数字的にもそれほどそんな収益が上がっているわけじゃなさそうなので、前と比べてもね。やはりその中身が大事だとは思いますが、まずはやはり収益というのを最優先に考えていかないと維持するのすら難しくなってくるし、先ほども何度も言うようにけど、経常経費というのはこれから、例えば働いている方々を減らさないと給料はどんどん上がっていくばかりですから、減っていかない。となってくると、自主事業などのいろいろな事業のやり方というのを考えていかなくちゃいけないようになってくるので、もうそろそろ明確なものをされたほうが、数字で何年後にはこの入場料収益を倍にしますとか、こうしますとって、徐々にその部分を自主事業で経常経費を補っていけるような健全な体制にしていかないと、ちょっと厳しいんじゃないですかね。将来的に見るとというふうには思っていて、そうなってきたときに、働いている人は困るね。指定管理やからね。その辺のところをちょっとよく考えてほしいなというふうに、いつ頃そういうのを示せるのかな。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） ありがとうございます。

館長も替わりまして、前よりは収益性を重視するような経営に変えつつあるというふうには理解をしておりますけど、またそれをさらに進めていきたいというふうにも思っておりますし、指定管理のほうも5年間の期間があと1年ということになりますので、令和8年度からまた新しい期間になるというところでまた新たなところをお示ししながらやっていくところの出発点になるのかなあというふうにも思いますし、あと、国のほうからも補助金をいただいておりますけれども、それがいつまでもあるというふうにも思っているわけではないというふうに自覚しておりますので、そういったものがなくてもやっていけるような経営体系にしていけないといけないのかなあということは思っております。以上でございます。

○委員（川上文浩君） ぜひ新たに5年が始まるということになったら、その5年間で、そのどこが受けるかというのは別として、ちゃんとそこはその5年間でどれだけ収益が上げられるのかと。指定管理料ありきというのは分かるんだけど、やっぱりどれだけそれで収益が上がるのか目標額を決めてもらって、もう出してもらえないかなあというふうに思っていて、それこそ行き当たりばったりで、今年はよかったけど、来年は収益が減ったとかそんなんじゃないで、やっぱり民間企業並みに、そのところはやったほうがいいのかもしい。それ以外のところは指定管理料で補っていくんだけど、やっぱり事業収益に関しては、民間企業並みのきちっとした収益を出してもらえようという5年間にきちっとしたほうがいいのかないかなあというふうに思う。

だから、本当にいろんな収益事業に関しても、やはりその何ていうのかな、収益が上がるようなものというのは計画的にもう5年間きちつきちっとやっていくしかなくて、やはりプ

ロモートも入っていますからね。そこもしっかりやってもらったほうがいいので、よろしく  
お願いしたいと思います。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） 御意見ありがとうございます。  
す。

財団内でもみんなで協議をしてみたいと思っております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに。

○委員（酒井正司君） 繰り返しになりますけど、まずこれから人件費は間違いなく上がって  
いくと思います。小さなことで気になることが、普通大体大企業の受付嬢というのは、今お  
らんところが多いですよ。入り口に電話機を置いてあります。文化創造センター アーラは  
常時、私が議員になる以前から2人、ずうっと2人、これは小さなことですが、やっぱり  
そういう視点が大事じゃないかなあ。

文化事業だという甘えがあるんじゃないかなという気がします。本当にこの先の財政シュ  
リンクを見たときに、本当に今のままの、今の発想では、とてもじゃないが市民からそっぽ  
を向かれて大変なことになる危険性がありますので、ぜひとも視点を変えて、それと経営コ  
ンサルタントのような専門家を入れるということは、こういう場合はどうなんですか。可能  
ですか、不可能ですか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） 今まで経営コンサルタント  
というのを入れたことはないんですけども、当然そういったところに御相談をしながらや  
っていくということは可能かと思えます。

○委員（酒井正司君） ぜひお願いしたいと思えます。以上です。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） それから、受付のお話もご  
ざいましたけれども、人数のことですとか、あるいはそこにいる時間ですとか、今までも削  
ってきた歴史はあるんですけども、またゼロベースで検討いたしまして、また削れるもの  
は今後削っていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（伊藤健二君） 電気代の話なんですけど、これ比較は昨年の予算と今年の新年度予算  
の分ですよね。ちょこっと増やしてあります。

こんな感じで、大体行けそうかどうかという問題が1つ。それから年度末まで行ってみな  
いと分からないという話はこの前12月にはっきり出たんで、今どこまで行きそうというこ  
とが1つと、もう1つは、節電対策をどういうふうに、あとLED化その他は全部もう終わっ  
ちゃったのか、メインの機械の関係がまだ残っているのか、その辺の状況ですね。

あとお考えを聞かしてください。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） ありがとうございます。

電気代の計上につきましては、なかなかその予算の計上した以上が毎年度かかってしまっ  
ています。それで、市のほうで補正予算を議会にお認めいただいて、負担金の形で頂戴をし

ているということがこのところ続いておるところですが、予算のレベルでは、指定管理料の算定上で示された金額で昨年度と同じ数字を上げさせていただいており、昨年と変わっておりません。またそれを大幅に超えるような場合が発生した場合には、また市のほうと協議をさせていただくというふうに考えております。

節電につきましては、市のほうでお答えすることかもしれませんが、令和7年度も工事はあるというふうに財団としてお聞きをしているところで、これが一番最後になるのかなあとというふうにはお聞きをしております。

ただ、舞台照明のほうのところはどうしても最後に残ってしましまして、なかなかそこがまだその技術的に進んでいないところもございますので、そこまでいけるかどうか、ちょっとまだ分からない状況ですが、今のところ予定はない状況というふうに聞いております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

よろしいですか。

○委員（伊藤健二君） 電気代は個人の家庭、私の家の実例でいうと、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで1年間の契約で普通の家庭用の充当電量と、あと太陽光等があるもので3時間帯別何とかという、通常的一般家庭用の電気なんだけど、文化創造センター アーラは年間でその都度中部電力から値上げが通告され得る状況にあるわけですか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） 長年契約している関係で、中部電力には割とお得なプランといいますか、それで契約させていただいておまして、随時打合せをしているところでございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございませんか。

○委員（山田喜弘君） これ、先ほど令和7年度の当初予算は1,400万円の赤字ということで、見ると、期首の正味財産3,600万円から1,400万円を引いて2,200万円という話だよ。その辺の危機感ってどうですか。いつまで内部留保を取り崩せると思っておりますか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） ありがとうございます。

内部留保につきましては、財団としてはやっぱり3,000万円ぐらいを確保しておきたいなというふうには経営上思っているところでございます。実質2,200万円まで減ってしまうと、ちょっと苦しいというところはございます。

ここは本来令和6年度決算的な数字が、ここは3,600万円のところには入るものではございません。令和6年度決算が済んでおりませんので、仮に以前の決算の期末の数字を入れさせていただいているところでございますけれども、この金額が目減りしないように、何とか赤字決算ではありますけれども、赤字にならないように努力をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑がある方はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑もないようですので、これで質疑は終わります。

ここで参考人の方、ありがとうございました。

ここで13時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 1 時43分

---

再開 午後 1 時47分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、協議題3. 報告事項の1つ目、可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○地域協働課長（田島純平君） それでは、可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

可児市市民公益活動センターMeetsは、年末年始のみ休館日でスタートし、令和2年度から新たに毎週火曜日を定休日にして運営してきました。

今回は、令和8年度からの指定管理者選定に合わせてMeetsの開館時間及び休館日を次のとおり変更したいと考えております。

改正内容につきましては、開館時間の短縮と休館日の追加になります。

現在の開館時間は午前9時から午後6時まで、休館日は毎週火曜日と年末年始の12月29日から1月3日までですが、改正案は、開館時間を午後6時までとしているものを午後5時まで、休館日を火曜日のほかに年末年始の前後1日ずつ増やし、12月28日から1月4日までとすることと、毎月第1水曜日と祝日を追加するものでございます。

改正の目的や効果といたしましては、次の3つが考えられます。

1つ目は、休館日を追加し開館時間を短縮することで、スタッフの毎月の確実な連休を確保し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい環境を整えることです。

2つ目に、令和8年度からの指定管理者選定に向けて、利用実態に基づく適正な休館日と開館時間に変更することで、より多くの団体が選定プロポーザルに参加することが期待できることです。

3つ目に、昨今の人件費の高騰などに伴い事業費が増加することが見込まれますが、今回の見直しで人件費を抑えて指定管理料を抑制することができることです。

この見直しによりまして、開館日数は年間約29日ほど減りまして、時間に換算すると同じく年間で約540時間ほど減ります。それに伴って指定管理料は5年間で約500万円の削減となります。

これによる市民の方々への影響といたしましては、コロナ禍明けの過去1年半、令和5年4月から令和6年9月の祝日及び年末年始の全26日間のうち、貸館利用で7日、電話を含む相談で4日、機器利用で1日がありましたが、いずれも半数以下の利用でありました。また、

現指定管理者への聞き取りから、午後5時以降の来館者はほとんどないということでしたので、変更を幅広く周知することで、市民への影響は限定的ではないかというふうに考えております。

今後の流れといたしましては、新年度の6月議会にて上程案を上程させていただきまして、7月以降に指定管理者の選考を行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関しまして、質疑のある方はお願いいたします。

質疑はございませんか。

○委員（高木将延君） プロポーザルに参加する方が増えると見込まれているみたいですが、前回のとき何名、何者が参加されて、今回どれぐらいになるかという予想は立てられていますか。

○地域協働課長（田島純平君） 前は一方でございます。今後につきましても予想はちょっとできておりません。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑がある方。

○委員（山田喜弘君） 夏季休暇の辺の来館利用者数とか、そういう実態は分かるんですか。

それで、そこも休暇にできるという可能性はあるんでしょうか。

○地域協働課長（田島純平君） 夏季のちょっと利用状況は確認しておりませんが、スタッフの中で調整しながら休日をとすることは可能かと思っておりますので、休館日についてはそのまま開けていただくということは実施することにはなるかと思いますが。

○委員（山田喜弘君） 今、5時以降はほとんど来ないという話だから6時を5時にするという話で、そうしたら夏季に来る人が少なかったら夏季も休めるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうですか。

○地域協働課長（田島純平君） 年末年始はほとんど28日と4日は開けておりましたが、利用実態がないという報告は確認はしておりますけれども、夏休みだからといって少ないということは確認は実態としてなかったもので、夏は今までどおり開館させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

○委員（川上文浩君） さっき高木委員がおっしゃったのと同じなんですけど、プロポーザル、今まで1団体しかずっとなかったの。

ここには堂々と、より多くの団体が参加することに期待がかかるというんですけど、それはこの条件に関する意向をどこかで調査して決めたということですか。それか今運営しているところの1団体に聞いてこれをやっているということになってくると、ちょっと話が随意契約みたいなものになってくる。プロポーザルでありながら、1団体の随意契約みたいな感

じになっちゃうので、事前にそういうのがあると。それはないよね。

○地域協働課長（田島純平君） 利用実態から見て考えておるといことはそのとおりでございますので、その今の団体から要望があったということではございませんので、よろしくお願いたします。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（川上文浩君） この利用実態の記録みたいなのはあるんですか。午後5時以降に利用がほとんどないとか、それは全部記録しているわけですね。

○地域協働課長（田島純平君） 部屋の貸館とか、相談日数とか相談件数とかというのはきちっと記録に取っておりますので、そちらから確認を取っております。以上です。

○委員（川上文浩君） 逆に言うと、これだけの日数、開館しなくてもいいということにはならない。もっと減らしてもいいんじゃないかということにはならなくて、そのデータというのはきちっと見た上で開館日数の減と、減というか、開館の日にちと時間を短縮したということですか。だったら、もっと減らすということはないわけですか。その利用実態、僕は見ていないので、見せてもらえば分かると思うんですけど、そこから合うような開館時間と開館日数にすればいいだけであって、その辺のところはどうなのか。どちらにしても最近やはりどこにしても人材確保が相当難しくなっているんで大変だと思います。

○地域協働課長（田島純平君） 細かくというか、厳しく見ていくと、もうちょっと増やしても問題ないかも分かりませんが、あまりいきなりたくさん休館日を増やすと、それこそ影響が出てくる可能性もございますので、今の段階では、年末年始については、地区センターないしは多文化共生センター フレビアと同じ状況にこれでひとつなるといことになりますので、ほかの状況も見比べながら進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑のある方お願いします。

○委員（山田喜弘君） これって出だしは、この5年間で約500万円の指定管理料を減らしたいということから考えて、今こういう考え方になったということで、Meetsで何か聞いているわけではないということですね。

年間100万円減だもんね。

○地域協働課長（田島純平君） これだけの日数を減らすと、逆算するとこれぐらい削減されるという目安ですので、額からいったわけではございません。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございませんか。

○市民文化部長（飯田好晴君） 指定管理の更新が今近づいておりますので、まずは利用実態としてどのくらいあるかということ把握させていただきました。

このぐらい減らしても現況の供給的にはまず問題ないと思っております。それから、これから自治会関係、いろいろ自治会加入率等の問題を抱えておられますので、こういったところもそういった相談窓口として利用していただければありがたいかなというような考え方も

ございまして、少し余裕を持ちまして、これからの増加も含めて、そういった期待も込めて、こういったところで制定をさせていただいたというのが現状でございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑がある方はお願いします。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この件につきましてはこれで終了といたします。

次に、報告事項2番目、可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 再整備中の運動公園グラウンドに関する条例の一部改正についてですが、東ゾーンの人工芝の舗装工事が、予定では令和8年1月30日を完成予定としております。この工事が完了すると東ゾーン整備工事が完了となります。

それに合わせて供用開始の準備を進めてまいりますが、現在、その施設利用料金につきまして、再整備に合わせて再設定をしているところでございます。

資料12ページを、すみません、お願いいたします。

運動公園グラウンドの人工芝敷設の図になります。

説明の都合上、黄色い囲いと水色の囲いということで、黄色い囲いの範囲が西面、それから水色のほうが東面というふうになると思いますが、この中間に防球ネットを設置する予定でおります。

そうすると、全体の全面での利用という部分と、それから西面のみの利用、それから東面のみの利用ということが見込まれるということで、この料金の設定ということになります。

6月議会にて条例改正案を提出させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関しまして質疑がある方はお願いいたします。

○委員（高木将延君） 区分が全面と東、西の3区分、これはあとは時間は1時間ごとですか。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 1時間ごとの設定になります。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございせんか。

○委員（川上文浩君） 防球ネットの高さ、ごめんなさい、説明があつたかもしれないけど、高さってどれくらいでしたっけ。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） まずこの黄色のほうでちょっと示させていただいた野球、ホッケー、サッカーができる部分、ソフトボールもですけど、できる部分につきましては14メートルの高さで競技のルールブックを確認して、また体育連盟にも相談させていただいて、14メートルということにしております。

それから、この水色囲いのほうですね。こちらがサッカー、ホッケー、ソフトボールもで

きるんですけど、こちらのほうも同じく今度これは8メートルでさせていただき、これもサッカー協会のほうに相談させていただいて、8メートルということで造ったということでございます。

○委員（川上文浩君） ぱっと見て心配なのは、西側で硬式野球をやって、東側で子供がサッカーをやっていて、硬式ボールをばかーんと打ったら、ホームランみたいに14メートルを越えて子供に当たるという可能性があるのと、同時に使うとそういうことがあるんじゃないかなというふうな危険を感じるんですけど、その辺は大丈夫なんですか。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） まずここはごめんなさい、硬式野球は、軟式野球だけにさせてもらっています。芝とかそういう構造ではないんですけど、やっぱり道路に近いとか、そういった高さとか、今おっしゃったとおりですけど、フェンスの高さとか、そういった関係で、ここは軟式野球しか使えないグラウンドになっていますので、硬式野球はカヤバスタジアムを御利用いただきたい。

○委員（川上文浩君） 軟式でも目に当たったら大変だよな。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 一応14メートルの高さでやるということで、それも基準の中でそれだけあればいいということになっていますので、その中でやっておるといふところですよ。

○委員（川上文浩君） じゃあ、絶対行かないと、軟式ボールはそこまで飛ばないということでもいいんだよね。

それは管理責任者として確認しておかんと、絶対大丈夫ですよとおかないとでしょう。何かあったら大変だもんな。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） バットの性能とかいろんなことがあるんですけども、今のところ14メートルあれば大丈夫ということで、スポーツメーカーとか、そんなところに御相談した上でのことになっていますので、絶対かと言われると、なかなかはいとは申し上げにくいんですけど、やるべき基準の中では造ったということになります。

○委員（川上文浩君） しつこくてごめんね。

大人でもよくないと思うけど、子供がたくさんここでサッカー教室とか何かやっていたとすると、子供の密度が物すごく濃くなるじゃないですか。そこに絶対じゃないかもしれないというようなボールがばかーんと飛んでいって、目にでも当たる可能性があるなら、いや、100%ないと言ってほしかったんで、100%言えないならすごい危ないんじゃないの。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 今、供用開始に向けて準備を進めておるといふ中で、いろんな団体とも相談しておりますので、今その心配というのも含めて体育連盟もそうなんですけど、同時に使うことについての安全性というのは大事な重要事項の議題としてはちょっと協議してみたいと思っております。

○委員（川上文浩君） ぜひ実証実験したほうがいいと思いますよ。僕どれだけ飛ぶか分からないけど、軟式野球には金属バット使うわけですからね。そこでぼーんと打ったら、14メートルを超えていったとなったら、もう同時使用禁止にしないと危なくてしょうがないじゃな

いですか、本当に。

そこのところをやっぱり実証して、まだ時間があるので、一度それでいいかどうか確認してもらったほうがいいかもしれんね。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 分かりました。

確認をしてみたいと思います。同時にできるスポーツが何なのかというのは、もう一回改めて安全も確認してみたいと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方は。

○委員（酒井正司君） この運動公園が変更があるたびに、またかまたかということをお願い続けてきたの。

最初は、観覧席がない、管理棟がない、照明云々だという話から、どんどこどんどこ増えて、またかよということなわけなんですよ。

今度このフェンスを造ると簡単におっしゃるけど、最初からこれを計画しておけば、十何メートルなんていうのは相当の基礎がいるはずですよ。今度はある意味、追加工事というか変更ですよ。そうすると、基礎からまた立派なものを造らないかんわけでしょう。そうすると、最初の予定からは全然変更になるわけですね。そうすると、下に排水の施工がしてあると思うんですけど、そういう影響とか、後からこういう追加したのための経費の増額とか、その辺はどうなんですか。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 当初からこの計画になっております。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、この件に関してはこれで終了といたします。

それでは、報告事項(3)プラスチック資源のリサイクルについてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○環境課長（太田武則君） 3. 報告事項、プラスチック資源のリサイクルについてです。

プラスチック資源のリサイクルについて、13、14ページを御覧ください。

プラスチック資源のリサイクルの目的は、地球温暖化対策として二酸化炭素排出量の削減でございます。

現在、可燃ごみとして処理されているプラスチックを分別回収しリサイクルすることで、ごみの減量化、プラスチック資源循環体制の強化による循環型社会の形成が目的でございます。

各家庭でプラスチックの分別と排出を行っていただくことで、各家庭からの可燃ごみの量の削減により、現在ささゆりクリーンパークで行っております処理量の減少を図ります。

リサイクル対象のプラスチックは、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律である容器包装リサイクル法での容器包装プラスチックとプラスチックに係る資源循

環の促進等に関する法律であるプラスチック資源循環促進法での製品プラスチックで、具体的なものとしては14ページ下段を御参照いただきたいと思います。

今回は、容器包装プラスチックと製品プラスチックを1つの袋で収集を予定しております。令和7年度はあくまで試験収集でございますが、一部の地域で一定期間の収集を行う予定でございます。本格的には市内全域を対象に令和9年4月から収集開始を予定しております。

今回、試験収集を行う主な目的といたしましては、プラスチック資源循環促進法に基づき再資源化を指定法人へ委託する場合、委託先となる公益財団法人日本容器包装リサイクル協会との事前資料として、試験収集による容器包装プラスチックと製品プラスチックの組成調査が必要となるためでございます。

組成調査とは、容器包装プラスチックと製品プラスチックの重量割合の調査になります。収集するプラスチックはプラスチック素材100%でできているもので汚れがついていないものが対象となり、一部でも金属類がついているようなものは対象外といたします。

各家庭で対象となるプラスチックを一つの専用収集袋に入れて、現在のリサイクルステーションに排出をお願いすることになります。

また、試験収集は、今回、先ほど申しあげました市内全域ではなく、市内4地域程度を予定しております。収集頻度は今回月2回予定しており、約2か月間の期限限定となる予定でございます。また、今回試験収集となるため、本格的な収集開始に向けてのアンケートを実施することも予定しております。

続きまして、今後のスケジュールでございますが、令和7年度には先ほどの試験収集を行い、令和8年度には再資源化の委託先との協議及び令和9年度からの申請を予定しております。

また、市民の皆様には、令和9年度からスタートするための準備として、プラスチック資源のリサイクルについての周知等を行っていく予定でございます。

令和9年度から市内全域を対象にプラスチックの資源のリサイクルをスタートする予定でございます。

内容としては以上でございますが、プラスチック資源分別収集及び再商品化につきましては、2市7町1村で構成しております可茂衛生施設利用組合の可茂地域循環型社会形成推進地域計画というものがございまして、その中でプラスチック資源の分別収集及び再資源化の体制や施設の整備、指定ごみ袋について検討の上、令和10年度までに全ての構成市町村が分別収集や再商品化を実施するとあります。

本市も構成市町村の一員として、プラスチック資源のリサイクルに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

プラスチック資源のリサイクルについて、環境課からは以上となります。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございました。

それでは、この件に関しまして質疑のある方はお願いいたします。

質疑はございませんか。

- 委員（山田喜弘君） 決まっているかどうか分かんですけど、4地区でモデル的にやるといふんですけれども、どのくらいの人口の規模のところを選ぶんですか。
- 環境課長（太田武則君） 今、4地区を想定しておりまして、まず世帯数で申し上げますと、大体2,500世帯ぐらいを対象にしております。
- 大体そこで行きますと、人口で行きますと5,000人ぐらいということで予定しております。
- 以上でございます。
- 委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。
- ほかに。
- 委員（山田喜弘君） 決まっていないということでもいいですか。
- 環境課長（太田武則君） 環境課としての候補は決まっております、今、実際その自治会長さんですとか、その辺のところにもずもっての御説明に上がってございまして、まずは御協力いただけるかどうかという段階でございまして、まだ4地区全てに確認が取れておりませんので、ちょっと今この場ではどこの地区というのは申し上げることができません。申し訳ございません。
- 委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。
- 委員（高木将延君） これは袋に入れて出す場合、金属とか駄目なんですけど、その確認というのは持っていった先で確認、回収のときに確認ですか。
- 環境課長（太田武則君） 今回は、先ほども申し上げましたように、袋で出していただく予定になっておりますので、どこの場所での確認ということになりますと、収集のときにまずは確認というのが一番最初になると思います。
- 委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。
- 委員（高木将延君） もう一つ、試験収集なので、この今までどおり可燃物として出すことも可能になってしまうということでもよろしいですか。
- 環境課長（太田武則君） はい、おっしゃるとおり、可燃物で入れられても当然処理していくことになると思うんですが、そこは今リサイクルについての市民の皆様にもお願いもありますし、皆さんの御協力があることですので、その辺の周知のところは丁寧に説明をしていきたいと思っております。以上でございます。
- 委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。
- ほかに質疑のある方。
- 委員（山田喜弘君） 先ほど汚れていないものを回収という話だけど、具体的にチューブ類もきれいにするんですか。
- 環境課長（太田武則君） 基本的に汚れていないものの収集になりますので、もし不安のあるようなものは基本的には入れていただくことができないと思いますので、可燃ごみのほうにということになると思います。
- 委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。
- 委員（山田喜弘君） ケチャップとかマヨネーズの容器は。だったらきれいにするといった

ら、はさみで切って、中を洗剤使って洗って洗剤を流していくという話になるよね、それ本当に環境にいいのかというようなことも思うんだけど、それなら燃やしたほうがよくないかと思うんだけど、その辺どうですか。

○環境課長（太田武則君） おっしゃるように、環境課といたしましては、少しでもリサイクルに回せるように、きれいなものといいますか、汚れを取っていただけてお出しいただきたいんですが、そこはもうお願いの域になると思いますので、そこは丁寧に御説明してお願いしていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（酒井正司君） 今の容器包装のほうですけど、カップとかトレーって、今、普通のスーパーマーケットとかそういうところへたくさん持ち込みされていると思うんですよ。

それはそれとして活用されるわけですので、その辺すみ分けというか、その切替えといいますか、その辺、業者や店への働きかけとか、そんなことも必要になるかと思うんですが、どうですかね。行政が旗を振ってやっても向こうへ持っていくほうが多いというようなことになる、あまり効果が現れんというような気がしないでもないですが、どうですか、その辺の考えは。

○環境課長（太田武則君） まず市の目的としましては、プラスチックをリサイクルのルートに乗せるというのがまず主でございますので、例えばスーパーマーケットに持っていったくことによってリサイクルのルートに乗れば、それはそれで活用できると思いますので、別にそちらの分を市のほうでということは特に考えておりませんので、リサイクル推進ということでありましたら、どちらに出していただいても結構だと思います。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほか。

○委員（川上文浩君） 自治会の構成比もどんどん下がって行って、こういうことがいっぱいあるからやめていく人が多くて、今よく相談を受けるのは、ごみ関係だけ自治会に入らなくてもお付き合いしたいというやり取りしているところがいっぱいあるんですよ。

ごみだけ会費をもらって一緒にやるみたい。自治会には入らないけどみたいところがあって、この方法でまず自治会という名前が出たので、あまりそう自治会の負担と迷惑じゃなくて、市として単独で何とかエコステーションみたいなのをつくって収集とかして、自治会に迷惑かからないような方法というのをちょっと考えてもらえると非常にいいのかなというふうには思うところがあります。何でもかんでも、自治会でやろうとすると、それは2,500戸が基本的に自治会員であったほうがやりやすいじゃない。でもそれってやり出すと、別に自治会員じゃなくなっても、やらなくちゃいけないという、そこに持ってこられたら受け付けないといけないような話になってくるんで、その辺のところもう少しちょっと頭をひねってもらって、ほかのいい方法がないのかなあと。やることはいいことだと思うんですけど、自治会の負担とか、あんまり当てにしたりしないように考えてもらえると、特にごみの問題というのは、もう常に日頃から我々も相談がはっきりなしにあることなので、ぜひこれは意見

ですけど、またちょっといろんなほかの方法も考えてもらうといいかなあというふうには思っています。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○環境課長（太田武則君） ありがとうございます。

今回のそのプラスチックにつきましては、リサイクルという言葉を使っておりますが、先ほど委員おっしゃられたみたいに、自治会には当然御協力いただくことになると思うんですが、通常のリサイクルの準備とかと違いまして、袋というものを今回使う理由としましては、その袋を集積場のところに出してもらうということで、一つの今までのリサイクルの準備とか、その辺の手間は少なくなるかなということで、まずそれで一回試験収集をやってみようと考えております。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに。

○委員（山田喜弘君） 根本的に、例えば袋を使うと石油製品だよ。それはCO<sub>2</sub>削減につながりますか。どうですか。

○環境課長（太田武則君） おっしゃるとおり、何かしらの袋を作るとなると、環境によくない部分もあるとは承知しておりますが、まず今あるプラスチック、燃やしているものを、今燃やされているようなプラスチックを少しでもリサイクルするということで考えた場合には、やっぱり袋を作って皆さんに御協力いただくのも一つの方法かなと考えております。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はお見えでしょうか。

○委員（奥村新五君） 2か月実験でやられるということですけど、自治会にこの袋を配られるわけですか。

○環境課長（太田武則君） 今回のモデル地区といいますか、そちらの自治会の方も含めまして、その地域の方に袋を配付しようと考えております。

○委員長（伊藤 壽君） 暫時休憩とします。

休憩 午後2時20分

---

再開 午後2時20分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続きお願いいたします。

○委員（奥村新五君） モデルケースで、その袋のモデルももう完成して、文字だとかそういうものまで完成しているわけですか。

○環境課長（太田武則君） そちらにつきましては、今回の予算の繰越しのところでも御説明させていただいたんですが、袋を今製作しております、入札が終わっております、製作段階に入っております。ですので、デザイン等も決まっております。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はお願いいたします。

[挙手する者なし]

それでは、質疑もないようですので、この件は終了といたします。

次に、報告事項4つ目の可児市子どもの読書活動推進計画（第5次）のパブリックコメントについてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○図書館長（古山友生君） 資料はございませんので、口頭で報告させていただきます。

令和6年12月の建設市民委員会でもお知らせしたとおりでございまして、令和7年1月10日から1月31日まで、可児市子どもの読書活動推進計画（第5次）案のパブリックコメントを実施いたしました。

その結果、市民からの意見提出はございませんでした。

したがって、計画案のとおり、今月中に計画をホームページ等で市民の方に公表させていただきたいと思っております。

あわせて、議員の皆様にも、後日、計画公表の案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関して質疑のある方はお願いします。

[挙手する者なし]

それでは、質疑もないようですので、この件は終了といたします。

次に、報告事項5つ目の可児市空家等対策計画（第3期）のパブリックコメントについてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○施設住宅課長（早川岳宏君） 報告事項(5)可児市空家等対策計画（第3期）のパブリックコメントについて御報告いたします。

この報告についても資料がついておりませんので、口頭で説明させていただきます。

令和6年12月の建設市民委員会にて概要を説明させていただき、令和7年1月9日木曜日から30日木曜日までを募集期間としてパブリックコメントを実施したところ、意見の提出はございませんでした。

庁内手続としまして、令和7年2月18日の庁議でパブリックコメントの結果を報告し、最終決裁の後、計画原案どおりに可児市空家等対策計画（第3期）を確定いたしました。

本日の建設市民委員会報告の上、令和7年4月1日火曜日から可児市ホームページにて公表する予定としております。

報告は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関して質疑のある方はお願いします。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、この件はこれで終了といたします。

次に、報告事項6つ目の市営瀬田住宅で発生した火災についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○施設住宅課長（早川岳宏君） 報告事項(6)市営瀬田住宅で発生した火災について御報告いたします。

資料15ページを御覧ください。

新聞やテレビなどで報道されており、既に御存じの内容もあるかと思いますが、入居者が死亡する事案でもあり、改めて経緯などを説明いたします。

まずもって、お亡くなりになった方の御冥福をお祈り申し上げます。

火災発生は令和7年2月24日月曜日、場所は市営瀬田住宅211号室。

すみません、経緯の資料のほうの15ページ、経緯のほうが金曜日になっておりますが、月曜日の間違いでございます。訂正いたします。

もう一遍説明いたします。

火災発生は令和7年2月24日月曜日、場所は市営瀬田住宅211号室、入居者は29歳の男性となっております。

経緯としまして、2月24日午前3時6分頃火災が発生し、午前4時43分頃鎮火しています。入居者が浴室内で心肺停止状態で発見され、中部国際医療センターに救急搬送されましたが、その後、一酸化炭素中毒による死亡が確認されています。

出火原因ですが、当初はタコ足配線のトラッキング現象によるものと推察されていましたが、一部の電気製品が激しく燃えていたこともあり、電化製品のショートによることも考えられ、現在は原因の特定を行っているところです。

近隣住居への影響ですが、聞き取りで確認したところ、火災、消火による被害はありませんでしたが、火災による臭いが気になるとの話がありました。

火災発生に際し、岐阜県都市建築部住宅課及び公営住宅火災共済機構に報告を行っております。今後は、火災共済の給付金を利用して市営住宅の修復を行う予定です。

最後に、この火災を受けて、室内の適正な管理、電化製品の適正な使用の注意喚起を行い、初期消火活動、避難経路と避難方法の再確認を行うよう周知するために、文書を作成して市営住宅全戸に配付しました。

報告は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に対して質疑のある方はお願いいたします。

よろしいですか。

○委員（伊藤健二君） 市営住宅は、昔は1世帯で複数家族という話を聞いていましたけど、最近は単身者も通常の形で入居できるんでしょうか。この方は単身だったということで事故死されたようですが、そういう状況でしょうか。

○施設住宅課長（早川岳宏君） 瀬田市営住宅に関しましては、単身での入居はできない住宅となっております。

お亡くなりになった方は、もともと御家族で住まわれていたのですが、その後、いろいろ状況がございまして、単身になったという状況でございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方はございませんか。

○委員（山田喜弘君） これって重要事項説明書か何かに載るの。

いわゆる事故物件とかと言われるやつになりますか。それには該当しないということでしょうか。

○施設住宅課長（早川岳宏君） これは告知義務ですね。

借りる際には告知義務が発生すると言われる案件と理解しております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この件は終了といたします。

次に、報告事項(7)リニア中央新幹線事業に伴う現状報告を議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（柴山正晴君） お願いします。

資料のほうは16ページからとなります。

まず初めに、現在の工事の進捗状況についてお話しします。

さきの報道発表でもありましたように、工期の延長がされております。令和8年6月から令和12年3月までということになっております。

令和7年2月末現在、第一中京圏トンネル大森工区につきまして、トンネルの掘削は行われてはいません。構内の工事のみ進めておるところでございます。

進み具合としましては、多治見市の隣接工区から約1.1キロ、非常口トンネルとの接続点からは約1,050メートルということになります。

具体的には、主要地方道多治見白川線を少し東へ越えた辺りとなります。

要対策土の発生につきましても、トンネルの掘削が進んでおりませんので、今のところ変化はございません。

資料の16ページを御覧ください。

瑞浪市大湫地区の事案を受けまして、事前に対策できることを現在進めております。

まず、地質調査につきまして、電気探査を行っております。地盤の状況を把握するため、地質の状態や分布を把握することができます。

続きまして、17ページを御覧ください。

工事用観測井、工事用の観測井戸ですが、水位観測のために新たに既存の未使用井戸を観測井戸として追加しております。水位計による遠隔常時監視測定を開始しております。それから、常時観測の工事用の観測井としましては、現在この星印が3つありますが、この3か所となります。それから、鉛直・水平ボーリングを実施して土質確認を行っております。

水資源の対応としましては、当初、市として環境課が井戸の所有者に対し、令和6年の5

月に使用状況や水位等を把握するためのアンケートを実施する予定でありましたが、時期を同じくしてJR東海のほうから同様な調査を実施するというような申出がありましたので、連名で行っております。

JR東海がアンケートを大森新田地区、平林地区の全戸330軒に配付し、回収しております。そのうち回答を得たのが102件でございます。回答のない家屋も含めまして、井戸水の使用状況に応じまして、JR東海が戸別に訪問して話を聞いております。

18ページを御覧ください。

井戸のみの使用のこの赤い丸の4件につきまして、所有者の了承の下、水道の引込み工事を実施しております。これは道路から水道を引き込みまして、メーターを設置するところまでの工事になっております。

あと、それから直近の新田川の水位観測につきまして、令和6年10月から今まで月1回だったものを週1回に変更して観測を行っております。

19ページから21ページを御覧ください。

農業用水につきまして、地元水利組合、それから市担当課と調整し、仮設管の計画を立てております。水量については十分な量を確保できるという予定ですが、万が一不足するようであれば補償対象とするとJR東海のほうに申しております。

それから、地表面への影響の調査ですが、了解が得られた家屋、店舗、倉庫など合わせて10件の事前の調査を行っております。11か所で地表面、地盤沈下を確認するための調査を週1回実施しております。

22ページを御覧ください。

市道と交差する箇所につきまして、中津川市の市道沈下の例を参考に基準を定めております。これは中津川市の市道の沈下に伴いまして、県のほうの地盤委員会でも報告済みの調査の方法でございます。

現在考えられる事前調査及び不測の事態への対応策について、JR東海として一部はまだ作業途中ではありますが、そのほかはほぼ完了しております。今後、時期を見てトンネルの掘削が再開されるものと考えられます。

市としましては、JR東海と連絡を密にし、不測の事態に備えていきたいと考えております。

説明は以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関して質疑がある方はお願いいたします。

よろしいですか。

○委員（伊藤健二君） トンネルを掘ると大体水が抜けたりするもんだというような話はよく聞くわけですけど、それで中津川市ももう5年前から市道の下が抜けるんじゃないかといって、ここの表にあるように50ミリを超えたら県に報告しなきゃいけないとか言っておったという話も聞くんですけど、この辺は、当然、可児市の場合も掘れば何らかの影響が出るという

ことを前提に、もう一遍改めて万全の対策を組んだという理解でよろしいのでしょうか。

○都市計画課長（柴山正晴君） 中津川市の市道沈下の案件につきましては、かなり土かぶりが浅かったというような記憶でございますが、本市のほうの市道と交差する部分につきましては、もう少し深さが深いというところは当然ありますが、不測の事態に備えまして、そういった計測をしていくというところでございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（伊藤健二君） この沈下のところの表の赤枠の中ですが、5センチ、50ミリまでは許容範囲という理解に立つということでもいいのでしょうか。

○都市計画課長（柴山正晴君） こちらの土木学会の基準を基にしていきますと、そういうことになります。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はお願いいたします。

ございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この件はこれで終了といたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後2時35分

---

再開 午後2時55分

○委員長（伊藤 壽君） 休憩前に引き継ぎ会議を再開いたします。

次に、協議事項1つ目の可児市空家等対策協議会の委員についてを議題といたします。

可児市空家等の適正管理に関する条例第16条に基づく空家等対策協議会委員の任期が令和7年3月31日までとなります。

そのため、新たな協議会委員一人の選出依頼が所管課からありました。

委員の選出について御意見をお願いいたします。

どなたか御意見はございますか。委員の選出について。

意見がなければ進んでいきますが。

いいですか。

〔「委員長、決めてください」の声あり〕

御意見がなければ、前回選出の方法と同じように、建設市民委員会の副委員長にお願いをいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「頑張ります」の声あり〕

それでは、前川副委員長にお願いをしたいと思います。

この件に関しては、これで終了といたします。

前川委員、よろしく申し上げます。

続きまして、協議事項2つ目の議会報告会のまとめについてです。

お手元の資料の23ページでございます。

これを簡単に説明いたします。

令和7年2月15日土曜日に議会報告会が午後から開催されました。参加者は市民4人と、あとは委員のメンバー8人です。

テーマとしては、「脱炭素に向けて私達ができること」というテーマで市民との意見交換を行いました。

出ました意見は、身近なところから、ペットボトルの話、それから公共交通でのEVバスについてとか、こういう環境問題については、学校教育の中で環境教育をしっかりとというような話などがございました。企業と一緒にリジ袋を減らす、こうしたことはできていますけど、食品トレーがまだ減っていないというような話もありました。身近なところから将来に向けてという御意見をいろいろいただきました。

考察として書きましたが、市民の参加者が4名と少なかったという点が少し残念ですが、もう少し多くの方々から意見を聞いて、身近なところからどう取り組んでいったらいいかという方向性をつかんでいければというふうに思いました。

1ついただいた意見には、議会でもペットボトルの廃止に取り組んでいるという姿勢を示していただきたいというような意見もございました。

さらに、これからは行政だけでなく、スーパー等企業とも協力して、脱炭素、資源再利用に向けて取り組んでいく必要があるというふうに感じました。

長い目で見れば、市民の皆さんからいただいたように、教育、こうしたことが重要になってくるのではないかとということでした。

今後、環境問題に向けての方向性をまたこういう機会があればつかんでいければというふうに思います。以上です。

簡単ですが、以上ですが、何か御意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、意見がないようですので、この件はこれで終わりいたします。

○委員（川上文浩君） この件はこれで終わりでもいいんだけど、今回環境をテーマにしてやったじゃないですか。今後はどうするんですか。

わざわざ公共交通の関係から委員長の思いでテーマを変えたので、このテーマについて、今後何か取り組んでいくんですか。

○委員長（伊藤 壽君） ここの中でも書いておきましたけど、まだ4人という少ない意見なので、これから方向性を見だしていくにはもう少し多くの人から聞いたほうがいいのかなと思いますので、もし市民の皆さんから意見を聞くような機会があったら、こういったようなテーマでまた皆さんから意見を聞いて、方向性を見だしていったらどうかなということを提案しますけど。

○委員（山田喜弘君） 今回、環境フェアで環境団体等の方が来られなかったですね。そう

いうのもいつか意見収集をこの伊藤委員長の任期でやっていくんですかね。

1年の行動の中で、次期に送るんなら送るで決めて、取り組むことにするんなら、そういうふうにしていかないと。

○委員長（伊藤 壽君） 私としてはまだ公共交通について最終的なまとめ、意見を出してないんで、それも併せてやっていきたいと思いますし、次の機会にこれは多分引き継ぐことになると思いますので、委員長の引継ぎ事項で上げていきたいというふうに思います。

〔「では、令和7年度引き続きでね」の声あり〕

公共交通について、最終的なまとめといたしますか、意見をこの委員会としてまとめていきたいと思いますので、またそれは皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

いかがですか。

○委員（山田喜弘君） だから2つはやれないということになる。

公共交通についてを第一優先で結論を出して、これはこれでまた委員の皆さんがやるべきだというふうになって、委員長で引き継いでもらうんならもらうということはどうですかね。

○委員長（伊藤 壽君） はい、そういうことで進めていきたいと思っておりますので、引継ぎ事項で上げますので、この環境問題について次の委員でそれを協議していただければというふうに思います。

○委員（高木将延君） いろいろ環境課のほうで、来年度予算でいろいろ上がっているんですけど、環境、GX推進ということに関して、建設市民委員会所管の環境課が担当しているところになると、やはりそういうのを市民の行動変容、意識変容にどう変えていくかというところだと思っております、今回の予算審査のほうでも質問、質疑の中で話をしていると、やっていくことを行動変容につなげていきます、意識変容につながるほうに持っていきます、みたいな話なんですけど、じゃあ実際その市民の人と議会が話をしたときに、そのつながりというのは全く今回も出てこなかったという中で、やはり効果的に市民全体の意識変容にどう変えていくかというのは一つ大きな課題だと思っております、やはり市行政だけでやっても駄目なことであって、市民全体を巻き込んでいかなきゃいけない事業だと思うので、そういうことを考えると、市民の皆様から意見を聞いて、それと市行政がその意識変容の行動に移すときにどう予算を使っていくか、どういうふうにすると効果的につながるかというのは、やはりこの委員会でやっていかなきゃいけないかなというふうに思っています。

○委員（川上文浩君） これでこうやって1回やって4人聞いてと申し送りすると、次の委員会に非常に申し訳ないので、私は、やるべきなのは、先進事例をもっと調べるべきだと。可児のGXは明らかに遅れているので、進んでいるところから比べると。それに対してじゃあ何が遅れていて何ができていないのかということは、行政のレベルでの調査をして、委員会の中でそれを次期に送るなり、本来はそれについて視察に行くべきだと思います。視察に行くと、先進地は今どのようにGXとDXを重ねて一緒にやっているのかということが、やっぱり民間企業はGXは進んでますからね。だって金になりますから。どんどん進んでいるので、そういったところでいうと、可児市は、今日の話で袋を配ってプラスチック製品を分別

しますみたいなこと、こんなことを今やっておるところなんてなかなかそうないんじゃないかなと思うぐらいで、この前も茅ヶ崎市へ行ったとき、やはりマイクロプラスチックの件で、一番の問題は海岸で捨うだけけれども、山間部から、中山間部からのある市町村とかが川を伝って全部流しているというので、海岸に打ち上げられるようなことで、そういった市民団体、それは市民団体レベルがどんどんできるレベルにあるんですけど、やっぱりGXって企業と行政がリーダーシップを取って引っ張っていかんと、これは無理だと思う。

だから、そこのところを本来は調査をして、こうみんなと話し合っていくべきだったんじゃないかなあというふうには思うところがあるので、本当にGXに手をつけるのなら、やはり先進事例を徹底的に調べて、視察に行つてということはやったほうがいいんじゃないかと。これは申し送られても困る。もうちょっと具体的なものがないとね。

やはりいいところはよく見て勉強してまねしなさいよというふうに、だって別にGXに関して突拍子もなくここだけが進んでいるなんていうことはないので、みんなやっぱりやっていると予算をつけてどんどん手をつけてやっていっている。金が要りますからね、やっぱりGXをやろうと思うと。そういうことなんじゃないかなというふうに思って、公共交通はきちっとやらないかんけれども、これに対してはそういうところかなというふうには思います。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見のある方はございませんか。

いいですか。

〔挙手する者なし〕

この件はこれで終了といたします。

それでは、続きまして、高校生のアンケートの結果についてということでお願いしたいと思います。

この資料は、資料の30ページからまとめたものがございますので。

資料のほうは、アンケートの集計結果を見ていただいたというふうに思います。

それぞれ結果のこのアンケートの集計を見られて、思われたこと、また考察をそれぞれお願いしたいと思います。

今回のアンケート対象4校は可児高校、可児工業高校、東濃実業高校、東濃高校でしたが、可児高校と可児工業高校の公共交通を利用するかの問いには、利用しないという生徒がどちらも70%を超えております。東濃実業高校、東濃高校では65%と83%が利用するというふうに答えておまして、住まいを聞くと、可児高校は82%が市内という答えです。市内に住んでいる割合が非常に高くなつていまして、また一方で東濃実業高校も可児市内が57%でした。東濃高校、東濃実業高校とも御嵩町にあります。可児市内が東濃実業が57%、東濃高校が68%という数字になっておまして、半数を超えております。

また一方、可児工業高校は、市内に住んでいるという割合が、市内に可児工業高校はあるわけですが40%と半数に達していないという結果がアンケートから見てとれました。

したがって、住まいと公共交通の利用とは必ずしも関連があると言えないというふうにも

思われます。また、考えられるのは、住まいと高校への公共交通によるアクセスに関係があるのではないかなというふうに思いました。

利用しておられる交通手段の問いで、公共交通の利用者が多い東濃実業高校と東濃高校では名鉄広見線の利用が一番多くて、公共交通の利用頻度は、特に東濃高校では毎日利用する方が73%と高く、東濃実業高校においては25%と低くなっておりました。

各校とも利用者の多い少ないに関わらず、自由記述では、名鉄広見線の存続を訴えて、生徒たちの重要な通学手段となっていることには間違いはないという結果がアンケートからも読み取れました。特に東濃高校では、問いの集計結果と自由記述意見からこうしたことが分かります。

ただ全体的に4校の集計の合計では、東濃高校の回答者数が多いため、回答結果に影響を与えておりますので、その点は考慮が必要というふうに思います。

以上で、私のほうの感想といたしますか、感想、考察、一部考察ということです。よろしくをお願いします。

順次お願いしたいと思います。

次に、副委員長 前川委員をお願いします。

○委員（川上文浩君） その前にちょっといい。

全体幾つで回答率は何%ぐらいですか。

総回答数450でしょう。回答率は。分母は幾つですか。

○議会事務局書記（今枝明日香君） 先生に任せていて分母が分からない学校もあります。

○委員（川上文浩君） じゃあ何分の何か分からない、nが分からないんだね。

〔「ネット回答もあるので」の声あり〕

○議会事務局書記（今枝明日香君） でもほぼ回答しています。

○委員（川上文浩君） ほぼ来ておる。

分かりました。ありがとう。

○副委員長（前川一平君） 30ページですけれども、背景と問題点としては、高校生を対象とする公共交通のアンケートの結果ですが、委員長がおっしゃられたとおり、東濃高校及び東濃実業高校の生徒が利用している割合が高いことが分かりました。

この区間にて、今後鉄道廃止、バス路線への移行も想定されるということで、問題点として次のことが考えられると思います。

通学手段がなくなるということで、特に鉄道利用者が多い東濃高校、東濃実業高校の生徒に向けて改善が必要だということ。公共交通の利便性低下、鉄道と比べてバスは定時性や輸送力の面で課題がある。3つ目として、交通渋滞の可能性ですね。バスによる道路交通への負担が増し、遅延や混雑の可能性がある。

今後の対策としては、公共交通網形成計画の改定に向けて、以下の対策案を提案してはどうかということで、代替バス路線の整備、高校の始業・終業時間に合わせたダイヤ改正。これは前に東鉄バスのほうに行ってきたときも言っていたんですけど、バスの通学時間帯だけ、

放課後時間帯だけというふうにダイヤを使うと、その間の時間帯というのがどうしていいかというのが困るので、朝の時間帯は午前だけ動いて、また別の地域で動いてもらって、また別の地域で動いていたものを夕方、放課後の時間に合わせてこちらに戻ってきてもらうというような運行も考えられるんじゃないかということはおっしゃってみえました。

あと、当然ですけど、主要駅やバスターミナルとの接続を考慮すること、あと快速便ですね、多治見市、御嵩町、可児市間を結ぶ快速バス便の運行とか、あと定期券の割引制度なんかもいいんじゃないかと思います。

既設の公共交通である東鉄バス、さつきバス、電話で予約バスの拡充というところで、現状のバス路線を利用して、鉄道廃止後の需要に向けて対応できるよう、ルートの変更や便数を増加するなど対応を検討。また、高校生向けに通学専用便の設定を検討するというところ。

あとは、自転車と公共交通の促進ということで、主要バス停などに駐輪場の整備なども考えて、自転車プラスバスの利用についても推進にしてはどうかと思いました。

あとは、これはずっと言っていることで、デジタル技術を活用した利便性の向上ということで、今バスロケーションシステムなどもありますけど、これをもうちょっと使えるようにするといいんじゃないかということですかね。

まとめとして、名鉄広見線、新可児駅から御嵩駅区間の廃線は通学手段に大きな影響を与えますが、適切な代替交通手段の確保と利便性向上策を講じることで、影響を最小限に抑えることが可能だと思います。

今後、可児市公共交通網形成計画において、高校生の通学ニーズも大きく反映した施策を盛り込むべきだと考えます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

○委員（山田喜弘君） 高校生に対するアンケートなので、皆さん御存じのとおり、通学ということがメインで、公共交通を使っているということでしたので、公共交通の主な利用目的が通学であり、利用頻度は毎日が最も多いというのは当然のことだと思います。公共交通を利用しない場合、当然通学手段は自転車という回答が最も多かったということでした。

改善してほしい事項、4校とも高校生から電車の本数、時間帯の改善と料金について集約をされました。

それから、東濃高校の生徒が、現在通学時に電車が満員であるため、バスになったら一度に通学できるのか心配との意見もありました。

高校を選択する要因にもなるため、しっかりと対策が必要であるというふうに感じております。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

○委員（高木将延君） いろいろと書かせていただいたんですが、やはり名鉄の新可児御嵩間という形でいいかと、やっぱり高校生の通学によく使われているところ、ここをどうにかしなきゃいけないというところなんですけど、一つの案として、やはりバス輸送で短時間に多くの人数を運ばなきゃいけないということで、台数の問題とかがあるとは思いますが、

都心部の郊外型の学校なんかでいいますと、その時間帯だけ直行便であるとか、その急行便、臨時便などを出して、イベントがあるときは臨時便などを出して対応しているというところもありまして、平日の朝とか、利用されていない観光バスとかをうまく利用すると、その辺りが解消できるかなというのは1つ思ったところです。

ただ、駅前、朝の通学時間、駅前とかを見ていますと、可児市から美濃加茂市方面、多治見市方面の学校に通っている学生、市内の学生たちも多くいます。また私、今、御嵩町に住まわれている方から何度か電話をいただいていたんですけど、やはり根本的にバスと電車の接続が今うまくいってないんじゃないかと。特に去年のダイヤ改正から名鉄、JRの乗り継ぎがよくないとかという声がどんどん出ていまして、その辺りをしっかり考えていく必要はあるのかなというふうに思います。

言い方がちょっと悪くなるんですが、もう名鉄さんのほうで廃線ありきというようなところも見えているような感じですね。御嵩方面にはICカードが使えない、可児まで、あとその先の自動改札はもう設置しないとか、今のダイヤでいいますと、御嵩駅から可児駅来るとJRが行った後に着くとか、前はそのまま乗り継いで犬山方面へ乗れたんだけど、新しいダイヤではもうそれは乗れなくなったとかというようなところも住民の方から聞いております。

学生の今のアンケートの中にも、やはりJRと乗り継ぎがうまくいってないという意見も出ていますので、その辺りトータルでちょっと考える必要があるのかなというふうに思います。

いろいろ利用頻度とかはあるんですが、今の公共交通は、名鉄線があることが基軸になって今作ってあるので、バス路線とかも。そうすると、その辺りしっかりと協議していく必要をこのアンケートでも感じたところでございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

そしたら、順番にいいですか。

伊藤健二さん、このアンケート結果を見られて感じられたことをでもいいですが、よろしいですか。

○委員（伊藤健二君） 特段ありませんが、まとめの欄に書いてある山田委員、高木委員の指摘、なるほどなどと思って読んでいます。

同様な感想を持っています。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

○委員（川上文浩君） 私はやはりこれ公共交通を十把一絡げでやらないほうがよかったかなあと考えていて、名鉄広見線とさつきバスとは別物で扱ったほうがよかったかなあというふうに。

やはり今後はその高校生をどう大量輸送するかという話と、日頃のさつきバスを含めた公共交通どうあるかというのは、また別の問題として捉えていくべきだろうなあというふうに思いますので、そこのところはあまり一緒にしちゃうと、多分前に進んでいかないだろう

などというふうに思います。

7人、2人というふうにさつきバスと電話で予約バスと9人が利用しているという、どういう利用をしているのかちょっと分からないので、遊びに行くときに乗っているのか、毎日通学で乗るのかちょっと分かりませんが、時間帯にしては通学にはちょっと使うのは厳しいのかもしれないし、使えるかもしれないし、分からないんですけども、そのところは分けて考えていくべきだろうなあというふうに思っているのですが、やはり高校生の問題というのは、県も含めて大量輸送をどうしていくかということと、さつきバスというのはやはり交通の手段がない方に対して、どう市民の方に提供できるのかということもルートも含めて考えていく必要があるだろうなあというふうに思うので、その辺のところを整理して、意見をまとめて出していく必要があるんじゃないかなというふうには思っています。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

○委員（酒井正司君） アンケートをしっかりと個人の意見もしっかり読ませていただきましたけど、あまりにも深刻なのと、当事者じゃないというような気楽な意見も少しありましたですけど、やっぱり高校生にとって非常に深刻な問題だなということ。

それから、高木委員の考察に書いてありましたですけど、現在、JRのほうとかとのいわゆる乗り継ぎが十分機能していないというか、それが、こんなことが現実には起きているんだということ、やや驚きを感じました。

それと、この存続問題以前に、御嵩町の高校2つですね、これ将来のあるべき方向というのはどうなんだろうと。学校の方向性というようなものも、学生数が減ってくる今の公立云々の問題もありますし、そういう将来的な高校の在り方も、学校当局といいますか、県の教育委員会になるのかもしれませんが、そちらも含めてしっかりと将来像を見て、この鉄道というか、そういう公共交通の見方を詰めて、将来に備えていかなきゃいかんのかなと思っています。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

○委員（奥村新五君） アンケートは当然こういう数字になるだろうということは思っていました。というのは、毎日使ってみえる方のアンケートですので、当然こういう数字になると思います。

ただ、企業側からいうと、もう時間的にも宣言をしている状態でもあるし、早急に足の確保という部分は考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

いろんな代替案が今出ているわけですけど、一つのアイデアとしては、今の路線のところがバス専用道路になったらどうなるのかなというのが何か抜けているような気がしましたので、貸してもらえるのか、払下げになるのかという部分も一つの案として入れておいたほうがいいんじゃないかなと思っておりました。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

全体を通して何かありますか。

○委員（川上文浩君） やはり高校無償化が始まるので、それによって需要が大きく変わると

いうふうに思います。

幼保無償化で、やはり公立の幼稚園がどんどん駄目になっていって、私立幼稚園がよくなってきているのと一緒に、多分私立高校あたりがやっぱり人気になるだろうというふうには予測されるので、そこもちょっと考慮していく。

あと、先ほど奥村委員がおっしゃったんですけど、僕も地元の議員として調べていますが、やはり鉄軌道の跡は、名鉄は自治体を買ってくれと言っているんですけど、自治体はとんでもないと、そんなのは買えないというのと、あとそれをやろうとすると一番金がかかるのは、鉄橋を自動車の陸橋に変えるのは物すごく何億という金が必要、1個変えるのに。それが3つあるので、ちょっと厳しいかなあというのは考えるところだなと思う。

ただ、やはり我々はその中で今後の政治状況も含めて環境が変わってくるので、それに合わせてどうなるかということと、やっぱり高校生の大量輸送と日頃の生活を補助するためのさつきバス、公共バス、公共的な乗り物というものはちょっと分けて考えていったらなと思います。

それとあと、JRと名鉄間の新可児駅でのアクセスですけど、これはもうずっと言っていますけど、絶対うまくやってくれません。とにかくJRはJRで自分のところのダイヤに全て合わせますし、名鉄は、まだ名鉄のほうが何とかかなりそうなんですけど、名鉄もJRには配慮せずにやりますので、お互いに同時に着くというので乗換えがほぼできないような、朝だけ学生向けに多少配慮しています。必ず太多線と御嵩線は昔からそれは配慮されています。それ以外は一切配慮ないので、それに期待するのはもう何十年来こういう問題が上がっていますけど、これは無理かなと思います。相当鉄道事業者同士の部分があって、ダイヤをそれによって全て改正していくのは厳しいんだろうなというのは思いましたので、意見としては出してもいいと思いますけれども、そういったバックもありますよということです。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、皆さんからこのアンケート結果でいただいた意見をまたさつきバス、公共交通のまとめのときに、また生かしていきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

では、この件はこれで終わりといいたします。

また、それと、今、次の協議事項、4つ目ですが、バスの運転手へのアンケートについてですが、これにつきましては依頼しておりまして、先日、東濃鉄道のほうから持ってきていただきましたので、昨日、副委員長と2人でお礼にちょっと伺ってお礼だけ申ししてきました。

これからまたまとめて、この内容を踏まえて皆さんに御意見をいただくということで進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員（川上文浩君） これ、今やってるバスの運転手さんのアンケートがあって、それで大体意見がまとまるというか、収集したことになるんですね。

予定でいくと、この秋の協議会、公共交通協議会、そこに合わせて意見を出すということ、それで間違いないですか。

○委員長（伊藤 壽君）　そうです。

できるだけ早いほうがいいですが、最低はそこまでですね。

○委員（川上文浩君）　そこまでね。

この委員会で仕上げたものを公共交通協議会へ出していくのに8月までにまとめ上げるということでもいいですね。

○委員長（伊藤 壽君）　そのように進めていきたいと思いますが、ただ6月まで、また6月、8月ってすぐですので、この議会の閉会中、4月、5月にも一度委員会を開かせていただきたい。委員会というか協議会でもいいですけど、開かせていただいて、どうまとめていくかという御意見をまた皆さんにいただきたいというふうに思っていますので、また開催について開くということで御了承いただければというふうに思います。

まだ日時詳細は別途通知させていただきたいと思います。

○委員（川上文浩君）　取りあえずこれはまとめて提出するという方向でいいですね。

確認したいわけですが。

○委員長（伊藤 壽君）　はい。

○委員（川上文浩君）　分かりました。

○委員長（伊藤 壽君）　では、すみません、よろしくお願ひします。

以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。

何かほかに御意見ありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

じゃあ発言がないようですので、これで全て終了ということで、本日は終わりたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、これで建設市民委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会　午後3時29分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月12日

可児市建設市民委員会委員長